

(実作委員) 之ハ債權者丈ケノ間テス

(橋村委員) 原接テ宜シイ

(実作委員) 「債權者間ノ熟議上」テモ宜シイ

(委員長) ソレテ宜シイ

本條第一項左ノ如ク改ム

債權者ノ何人ヨリモ有效ニ譲賣ヲ求メサリシトキハ不動産ノ  
滅除ハ債權者間ノ熟議上若クハ裁判上ノ順序ヲ以テスル辨濟  
ニ因リ又ハ債權者ノ名ヲ以テスル提供ニ因リテ成ル但此供託  
ニ付イテハ豫メ實物提供ヲ爲スコトヲ要セス

第一千二百八十一條朗讀ス

第一千二百八十一條 右ノ如ク滅除ヲ實行シタル後第三所持者ハ  
左ノ區別ニ從ヒ其讓渡人ニ對シ擔保ノ求債權ヲ有ス

第一 賣買ノ場合ニ於テハ其取買代價外ニ提供シ及ヒ辨濟シ

タルモノ、爲ノ

第二 交換其他ノ有債契約ノ場合ニ於テハ讓渡人ニ對スル自  
己ノ義務外ニ辨濟シタルモノ、爲ノ但自己ノ供給シタル對  
價物ノ返還ヲ受ケサルトキニ限ル

第三 贈與又ハ贈遺ノ場合ニ於テハ贈與者又ハ遺言者ノ免責  
ニ付キ辨濟シタルモノ、爲ノ

第四 總テノ場合ニ於テ自己ノ負擔シタル滅除手續ノ費用ノ  
爲ノ

(粟坂委員) 免責ノ爲メ辨濟シタルモノ、爲メテモ宜シイ

(南部委員) 爲メト云フノカニツアツテハ良クナイ

(清岡委員) 取得代價ハ良クナイ取ツタ代金ト云フト物ヲ取ツタ  
代金ノ様ニ見ヘヤセンカ

(南部委員) 賣買代價テス

(果報委員) 賣買代價ト致シマシヨウ

本條第一「取得代價」ヲ「賣買代價」ト改ム

于時午後四時閉會

民法擔保篇再調査案議事筆記第三十三回

民再八ノ九九

民法擔保篇再調査案議事筆記第三十三回 自第一千二百八十二條 至第一千三百四條

明治二十一年十二月十日午前第九時五十分開會

第一千二百八十二條朗讀ス

第三款 財産検査ノ抗辯

第一千二百八十二條 自身ニテ且主トシテ抵當債務ノ責ニ任セサル第三所持者ハ訴追債權者ニ對シ同一債務ノ爲メニ抵當ト爲リタル他ノ不動産ヲ豫メ検査シテ之ヲ賣却セシメント求ムルコトヲ得但之カ爲メニハ左ノ諸件ヲ具備スルコトヲ要ス

第一 其不動産カ辨濟ノ有ル可キ場所ノ控訴院ノ管轄内ニ在

ルコト

第二 其不動産カ擔ホ主タル債務者ニ屬スルコト

第三 其不動産カ争ニ係ラサルコト

第四 其不動産カ債權者ノ記入ノ順位ト其價額トヲ斟酌シテ

之ニ全部ノ辨濟ヲ得セシムルニ不十分ナルノ明白ナラサル  
コト

右ノ抗辯ハ訴追ノ當初ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

(元尾崎委員) 第四ノ處ハ言葉ヲ換ヘテ言フト辨濟ヲ得セシムル  
ニ充分ナル明白ナ事ト云フノカ

(南部委員) 左様テス

(村田委員) 充分ナル明白ナコトテス

(栗塚委員) 意味カ足りナイト云フコトカ明カナコトテナイト往  
カント云フノテス

(箕作委員) 其レテ「ネカチーブル」テ書イタ方カ宜シイ不充分ガ  
明白テハ往カント云フノテアリマス財産檢索ト云フ字カアリマス  
シタカ

(栗塚委員) アリマシタ

民再八ノ一〇〇

(横村委員) 財産檢索ノ抗辯ト云フノハトウ云フコトカ

(栗塚委員) 債務者ノ財産ヲ調ヘテ來テ下サイト云フノテス

(箕作委員) 其方ヘ係ルヨリモ先ツ不動産ヲ調ヘナサイト云ツテ  
抗辯スルノテアリマス

(元尾崎委員) 檢索ノ抗辯ト云フコトカ此處出マシタカ

(栗塚委員) 保證人ノ處ニ有リマシタ

(村田委員) 保證人ト財産ト兩方アルテヤルノテス

(元尾崎委員) 宜カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第千二百八十三條朗讀ス

第千二百八十三條 第三所持者ハ第千二十條乃至第千二十三條  
ニ從ヒ保證人ノ分限ヲ以テ己レニ屬スル檢索ノ利益ヲ拋棄シ  
タルトキト雖モ抵當檢索ノ抗辯ノ利益ヲ失ハス

(元尾崎委員) 己レニ屬スル檢索ノ利益ト云フノハ如何

(南部委員) 保證人テ兩方ヤツテ居ルモノテアリマス

(栗塚委員) 抵當財産檢索トヤリマシヨウカ

(南部委員) ソレハ宜シイ

(元尾崎委員) 前ノ檢索ノ利益ト云フハ如何

(栗塚委員) 保證人一己ノ檢索ノ利益ヲ持テ居リマスカラテス

(南部委員) 保證人テ兩方持ツテ居リマスカラ保證人ノ兼テ拋棄

シテモ第三所持者ノ廉テアルノテアリマス

(箕作委員) 保證人ニ對スルノタカラ抵當財産タロウ

本條ハ「抵當檢索」トアルヲ「抵當財産檢索」ト改ノ其他原案

ニ決ス

第一千二百八十四條朗讀ス

第一千二百八十四條 他人ノ債務ノ爲メ自己ノ不動産ヲ抵當ト爲

シタル者及ヒ其相續人ハ檢索ノ抗辯ヲ以テ對抗スルコトヲ得

主タル債務者ノ相續人中ニテ訴訟前ニ債務ニ於ケル自己ノ部

分ヲ辨濟シタル者ニ付テモ亦同シ

(南部委員) 之ハ留保テアリマスカラ後テ御議シテ願ヒマス

(元尾崎委員) 之ハ前ノ條ト同シコトタカ何セ同シコトヲ出スカ

(栗塚委員) 第三者カ抵當ニ入レタト云フ所ヲ見セタノテアリマ

ス

(元尾崎委員) ケレトモ他人ノ爲メハ第三所持者テシヨウ

(南部委員) 第三所持者ハ買タモノテアリマスカラ所持者ト同シ

ヨウタケレトモ別テス

(栗塚委員) 訴訟サレタトキテナケレハ買ハヌノテアリマス

(村田委員) 前ニハ自分カ物ヲ持テ居ル此方ノハ買タノタカラ違

フ

(栗塚委員) 他ニ抵當ニナツテ居ルカラ彼ノ抵當ヲ調ヘテ來テ下  
サイト云フノテス

(大尾崎委員) 自己ノ部分ヲ辨濟シタル外ニト云フ譯ケダネ

(清岡委員) 併シナカラ外ニ足リナイト又來ルハ來ル

(元尾崎委員) 相続人ノ一人カ自分ノ部分丈ケ拂ヘハ外ノ相続人  
ニ係テ來テ已レハ已レノ分丈ケ拂フト云フコトタネ

(栗塚委員) 左様テス

(南部委員) 拂タカラ檢索シテ呉レト云フノテス

(元尾崎委員) 若シ債務者一人ナラソウハ牲カンノダネ、相続人  
カ幾人モアルカラ連帶ニナルノダネ

(南部委員) 連帶ニハナツテ居ルカ抵當財産ハ別ニナルカラ

(清岡委員) 先ツ拂ハヌ奴カラ探檢シテ呉レト云フノタ

(栗塚委員) 左様テス

(大尾崎委員) 之ハ後ニシテ良シイ

本條ハ留保ニ付未定

第一千二百八十五條朗讀ス

第四款

第一千二百八十五條 第三所持者ハ所有權徵收ノ手續中何時ニテ  
モ訴追ノ目的タル不動産ヲ委棄スルコトヲ得

第三所持者ハ委棄ニ因リ訴追債權者ニ所持ノミヲ委棄シテ不  
動産ノ所有權ト其法定ノ占有トヲ保存シテ其他險ヲ擔任ス

(村田委員) 所持ト云フ字カアルト思フ

(南部委員) 所持者カ悪クナクシテ委棄ト云フ字ガ御分リカナイ  
ノテシヨウ

(栗塚委員) 委棄ト云フト棄テ仕舞ヨウニ見ヘルカ所持丈ケ棄テ  
ルト云フモトウカ

(南部委員) 第三所持者ト云フカ悪イ

(元尾崎委員) 二項ハ些トモ分ラン

(樺村委員) 委棄ト云フハ棄テルコトタロウ

(南部委員) トウテモ勝手ニナサイト言フノテス

(元尾崎委員) 所有ニテ居ルト云フハトウ云フコトカ

(村田委員) 天然ノ占有丈ケハ移ルト云フノテ法定ノ占有ハ持テ

居ル天然ノ占有丈ケ向フヘ移ルト云フノテアリマスカラ所持ト云

フノハ入ランノテス

(箕作委員) 所有權ト法定ノ占有丈ケハ取テ居ル只天然所持ト云

フ丈ケハ向ウヘ移ルト云フノテ假令ハ法定ノ占有ヲ以テナラ本統

ノ所有者カラ買タモノテナイト云フト三十年位テハ時効カ得ラル

、ソレカラ所有權ヲ賣テモ良シイ

(樺村委員) スルト前ノ當リ前持テ居ル丈ケ棄テルノテスカ

(箕作委員) 左様テス

(村田委員) 黙ツテ持テ居ル椅子ヲ貴君カ自分ノモノニ仕様トシ

テモ往カンカラ丁度借りタモノヲ持ツテ居ル又モ同シテアリマス

(元尾崎委員) 容假ノ占有カ

(南部委員) 容假テハナイ自然ノ占有テス

(元尾崎委員) 土地テ云フトドウスルノカ訴訟テアレハ私ノ抵當

ニ遣人ツタモノト云フト其レヲ委棄スルト云フカ

(村田委員) 地面ヲ持ツテ御出ナサイト云フ丈ケテス

(元尾崎委員) 其處ニ往ツテ使ツテモ良イノカ

(村田委員) 良イケレトモ自分ノモノニスルコトハ出来ンノテア

リマス

(元尾崎委員) スルト暫ク抜カナケレハナラン所有權ハ遣ラン八

ケ間敷云フナラ持テ往ケト云フノカ

(村田委員) 併シ自分ノ自然ノ占有スルコトノ意思ナクシテ所持

スル原則ヲ丁度役所ノ物ヲ持ツテ居ルト同シコトテス

(清岡委員) 第三所持者ハ良イカ所持ト云フハ所有ト云フニ凡テ

成ツテ居リマス

(笑作委員) 所有ヲ委棄スルト云フノテアリマス

(元尾崎委員) ソウシテトウナルカ裁判ヲ持ツノテスカ

(栗塚委員) 左様テス、

(笑作委員) 二項ハ委棄ノ效力ヲ言ツタノテアリマス

(横村委員) 斯ウ云フコトモ出来ヌ斯フ云フコトモ出来ルト云フ

様ニ聞ヘル

(栗塚委員) 其委棄ニ依リテモ宜シイ

(横村委員) ソレテ宜シイ

(村田委員) 其委棄ノミト云フト下へ第三者ト言ハナケレハナラ

ン

(笑作委員) ソウ見ルハ斯ウ云フコトモ出来ルト随分見ヘマス

(栗塚委員) 「コトヲ得但其委棄ニ因リ訴追債權ノ所持ノミチテ

云フトシテモ宜シイ

(横村委員) ソレテ宜シイ

(南部委員) 其委棄ニ因リ第三所持者ト云フコトガナケレハナリ

マセン

(笑作委員) 其レカ宜シイ

(栗塚委員) 第三所持者ハ入ラン様テス

(笑作委員) 一項ニ但チナシユシテ其委棄ニ因リ第三所持者トシ

テハトウカ

(南部委員) ソレテモ宜シイ

(元尾崎委員) 「其」テスカ「此」タロウ



(南部委員) 之ハ「其」カ宜シイ

(箕作委員) 私ハ委付カ宜イト思ヒマス

(栗塚委員) 委付カ良イ

(村田委員) 委付テ良カリソウナモノテス

(箕作委員) ソレカラ不動産ヲ保存シデス

(元尾崎委員) 宜シイ

本條ハ第二項「第三者ハ」ヲ削リ第一項ニ續ケ「コトヲ得其委  
棄ユ因リ第三所持者ハ訴訟債權者ユ所持ノミヲ委付シ云々」ト  
改ノ其他原案ニ決ス

第一千二百八十六條朗讀ス

第一千二百八十六條 主タル債務者又ハ保證人トシテ自身ニ債務  
ヲ負擔シタルモノニ非サル第三所持者ノミ委棄ヲ爲スコトヲ  
得債務者ノ相續人中ニテ訴訟ノ間ト雖トモ債務ニ於ケル自己

ノ部分ヲ辨濟シタル者及ヒ供物保證人ハ委棄ヲ爲スコトヲ得

(栗塚委員) 供物保證人ト云フノハ千二百八十四條ノ他人ノ債務  
ノ爲ノ自己ノ云々トアレテ御座イマス

(村田委員) 二項ハ「訴訟ノ間ト雖トモ」ト云フ字ハ後トニ遁入  
ルノテハナイカト思イマス英文テアルトソウテス

(箕作委員) 訴訟ノ間何時テモ委棄ヲ爲スコトヲ得ト云フノテシ  
ヨウ

(村田委員) ソウテス

(箕作委員) 之ハ村田サンノ言フ處カ本當テシヨウ

(栗塚委員) 訴訟間ト云ヘトモ委棄ヲ爲スコトヲ得ト云ヘハ宜シ  
イ

(箕作委員) 第二項ハ債務者ノ相續人中ニテ債務ニ於ケル自己ノ  
云々供物保證人ハ訴訟中ト雖モ委棄ヲ爲スコトヲ得テ宜シイ

本條第二項「債務者ノ相続人ニテ債務ニ於ケル自己ノ部分ヲ辨  
濟シタル者及ヒ供物保證人ハ訴訟中ト雖モ委棄ヲ爲スコトヲ得  
」ト改ノ其他原案ニ決ス

第一千二百八十七條朗讀ス

第一千二百八十七條 有效ニ委棄ヲ爲スニハ自身ナルト代人ノ資  
格ナルトテ間ハス所有權徵收ノ訴訟ニ被告トシテ出頭スルノ  
能力ヲ有スルヲ以テ足レリトス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百八十八條朗讀ス

第一千二百八十八條 委棄ハ委棄者又ハ其部理代理人ノ署名シ且  
訴訟債權者ニ告知シタル陳述ヲ以テ抵當財産所在地ノ裁判所  
ノ書記局ニ於テ之ヲ爲スモノトス

裁判所ハ訴訟債權者又ハ第三所持者其他ノ利害關係人ノ求ニ

民再八ノ一〇六

因リ委棄ニ付テノ管財人ヲ選任ス但所有權徵收ノ訴訟ハ此管  
財人ニ對シ繼續ス

(元尾崎委員) 委棄者又ハ其部理代理人ノ署名ト云フノハトウカ

(箕作委員) 署名シタラ陳述書ヲモ無イ署名ノコトニ陳述ト云フ  
ハオカシイ

(栗城委員) 書クノハ書記局ヲ書イテ與レル其處へ署名スルノテ  
アリマス斯ウ言へハ宜シイノテ「委棄者又ハ其部理代理人カ抵當  
財産所在地ノ裁判所書記局ニ於テ陳述ヲ爲シ書記之ヲ書キ取り委  
任者部理代理人署名シ其後書記局カラ債權者ニ通知スル」ト云へ  
ハ宜シイノテス

(大尾崎委員) 分ラン

(村田委員) 告知スルノハ委棄スルト云フコトヲ告知スルノカ

(栗城委員) 左様テス

(実作委員) 日本テ言フハ先ツ委棄スルニハ書記局へ御届ヲシテ  
其届書ニ署名シテ其レヲ訴追債權者ニ知ラル、遺ルト云フコトテ  
ス

(栗塚委員) 左様ナス一體陳述ト云フ字ハ届ケカ一審宜シイ  
(南部委員) 之ハ文カ少シ悪イ

(栗塚委員) 其レテハ斯ウシマシヨウ「委棄ハ委棄者又ハ其部  
代理人抵當財産所在地ノ裁判所ノ書記局ニ於テ之ヲ陳述シ其陳述  
書ニハ委棄者又ハ部理代理人ノ署名アルヲ要ス但訴追債權者ニ告  
知スルコトヲ要ストシマシヨウカ

(村田委員) ソレハ性カン

(榎村委員) 委棄者又ハ其部理代理人抵當財産所在地ノ裁判所ノ  
書記局ニ於テ陳述書ニ署名シ訴追債權者ニ告知スルモノトスカ

(元尾崎委員) 書記局ニ陳述シ其陳述書ニ署名シ但之ヲ訴追債權

者ニ告知スルコトヲ要ストヤツテ宜シイ

(栗塚委員) 宜シイ

(実作委員) 「陳述」ハ「御届」トハナランカ

(南部委員) 届ト云フト向フカ裁判所へ届ケル様ニ聞ヘル

(元尾崎委員) 書記局ニ届ケルトシテ宜シイ

(渡委員) 矢張り陳述カ宜シイ

(栗塚委員) 委棄ハ委棄者又ハ此部理代理人抵當財産所在ノ裁判  
所ノ書記局ニ於テ之ヲ陳述シ其陳述書ニ署名シ訴追債權者ニ告知  
スルコトヲ要スト致シマシヨウ

(榎村委員) 下ノ之ヲハ入ラン

(村田委員) 文例テハ之ヲト入レルノタロウ

(南部委員) 之ヲト入レルト委棄ニナツテ仕舞フカラ入ラン

(渡委員) 下ノ之ヲハ入ラン

(清岡委員) 送達ト云フ字ニ換ヘテハトウカ

(栗塚委員) 之ヲ送達セシムルコトヲ要ストシテ宜シイ

(村田委員) 二項ハ管財人ニ對シテ繼續スルト云フ場合ノ様タカ  
之テハ分ラント思フ裁判所ハ所有權徵收ノ訴追ヲ受ク可キ委棄財  
産ニ付テト云フコトテス

(元尾崎委員) 之テ宜シイ

(南部委員) 註カラ取ツテ加ヘタノテアリマス

(村田委員) 委棄ニ付テハ委棄ノ財産ト遺ル委棄ノ訴追ヲ分ロウ  
カ

(南部委員) 委棄ト云フ事柄ニ關シテト云フコトテス

本條ハ第一項左ノ如ク改ノ其他原案ニ決ス

「委棄ハ委棄者又ハ其部理代理人抵當財産所在地ノ裁判所ノ書  
記局ニ於テ之ヲ陳述シ其陳述書ニ署名シテ訴追債權者ニ告知ス

民再八ノ一〇八

ルコトヲ要ス

第一千二百八十九條朗讀ス

第一千二百八十九條 第三所持者又ハ其代人ハ競落アルマテハ訴  
追債權者ニ對スル總債務ト其時マテノ費用トチ一ヶ月内ニ辨  
濟シ又ハ供託スルニ於テハ何時ニテモ委棄ヲ爲シタルト同一  
ノ方式ヲ以テ之ヲ言消スコトヲ得但他ノ債權者ノ訴追ノ權利  
ヲ妨ケス又競除ノ期間カ經過セサルニ於テハ其債權者ニ對ス  
ル競除ノ權利ヲモ妨ケス

(渡委員) 委棄ヲ爲シタル方式ト云フノハトウ云フ譯カ

(南部委員) 矢張り陳述テアリマス

(元尾崎委員) 「之ヲ」ト云フノハ「委棄ヲ言消スコトヲ得」ト  
遺ルカ

(栗塚委員) ソウシテモ宜シイ

(福村委員) 訴訟ヲ委棄スルノカ

(箕作委員) 一遍遺ツタ委棄ヲ止ノルノテアリマス

(栗塚委員) ソレテハ委棄ヲ言消スト遺リマシヨウ委棄ヲ爲シタル同一ノ方式ト言ツタラ分リソウナモノテス

(元尾崎委員) 方式ト云フハ委棄ト外ノコトヲ同一ノ方式ト見ヘル

(栗塚委員) 何時ニテモ委棄ハ之ヲ爲シタルト同一ノ方式ヲ以テ言消スコトヲ得ト遺ルカ

(元尾崎委員) 之ヲト云フ字ヲ委棄ト云フ字ニ直シテ宜シイ

(大尾崎委員) 方式ヲ以テ委棄ヲ言消スコトヲ得テ宜シイ

(元尾崎委員) 之ヲト云フ外ノコトヲナケレハ此處テハ文章ニナラン

(箕作委員) 原案テ宜シイ

(清岡委員) 一ヶ月内ト云フコトハトウ云フ時カラ數ヘマスカ

(福村委員) 委棄ヲ言消シタ時カラテアリマス

(元尾崎委員) 一ヶ月ト云フノハ言ハンテモ宜シイ

(栗塚委員) 異議ヲ爲シタルヨリ一ヶ月内ニテアリマス

(福村委員) 異議ヲ出シテカラ一ヶ月テアリマス

(箕作委員) 言消シテカラ一ヶ月テアロウ

(南部委員) ソウテ御座イマス

(栗塚委員) 費用等異議ヲ爲シタル同一ノ方式ヲ以テ言消スコトヲ得但シ一ヶ月内ニ返済スルコトヲ要ステアリマス

(清岡委員) 言消ナシテ二、三ヶ月モ經テ居テハイカント云フノ

テアリマス

(箕作委員) ソウ云フコトテアリマス

(栗塚委員) 第三所持者又ハ其代人ハ其遺棄アルマテハ何時ニテ

モ委棄ヲ爲シタルト同一ノ方式ヲ以テ其委棄ヲ言消スコトヲ得但  
シ訴追債權者ニ對スル總債務ト其時迄ノ費用トチ一ヶ月内ニ辨濟  
スルコトヲ要ストスレハ宜シイノテアリマス

(箕作委員) 競落アルマテ何時ニテモ言消シテ宜シイ、言消シタ  
ラ辨濟ヲシナケレハナラント云フノテアリマス

(南部委員) ソレテ宜シイ言消スコトヲ得カラ別項ニ致シマシヨ  
ウ

(箕作委員) 但ハ付ケテ置イテ宜シイ其言消ヲ爲シタルトキハ一  
ヶ月内ニ云々トシテ宜シイ

(元尾崎委員) 其レテ宜シイ

(栗塚委員) 競落アルマテ何時マテモ宜シイ其レカラ此場合ニ於  
テハ訴追債權者ニ對スル云々ト致シ「之ヲ」ハ「其委棄」ト致シ  
マスカ

(清岡委員) 其委棄ヲ言消スコトヲ得テ宜シイ

(元尾崎委員) 宜シイ

本條ハ左ノ如ク改ム

「第三所持者又ハ其代人ハ競落アルマテハ何時ニテモ委棄ヲ爲  
シタルト同一ノ方式ヲ以テ其委棄ヲ言消スコトヲ得

此場合ニ於テハ訴追債權者ニ對スル總債務ト其時マテノ費用ト  
チ一ヶ月内ニ辨濟シ又ハ供託スルコトヲ要ス但他ノ債務者ノ訴  
追ノ權利ヲ妨ケス又競落ノ期間カ經過セサルニ於テ其債權者ニ  
對スル競落ノ權利ヲモ妨ケス

第一千二百九十條朗讀ス

第五款 競賣及ヒ所有權徵收

第一千二百九十條 第三所持者カ辨濟ヲ爲サス委棄ヲ爲サス又競  
除ヲ提出セサルトキ又ハ競除ノ目的ニテ爲シタル提供ノ受諾

ヲ得サルニ因リテ増價競賣ノ求メアリタルトキハ民事訴訟法  
ニ規定シタル方式ト公示トテ以テ不動産ヲ競賣ニ付ス

(大尾崎委員) 之ハ宜シイ

(箕作委員) 辨濟モ委棄モ廢除モナイト云フノテアリマシヨウ

(清岡委員) 此文章ハオカシイ受諾ヲ得サルニ因リテ競賣ノ求メ  
アルト云フコトハ如何

(村田委員) 競賣ノ求メアリタルトキハテス

(清岡委員) 得サルニ因リト云フノハ第三者カ言ヘンノテ

(村田委員) ソレタカラ競賣シテ呉レト云フノテス

(清岡委員) 求メアルト云フノハオカシイ第三所持者カラ言葉ヲ  
立テ、居ルノテ其レテ得サルニ因リテ競賣ノ求メアルト云フノハ  
自分ノ方カラ求メル様テス

(栗塚委員) 提供カ受諾ヲ得サルニ因リテス

(清岡委員) 提供ノ受諾ヲ得ナイニ因ツテ自分カ第三所持者カラ  
得ナイカラ増加ノ競賣ノ求メタルト、得サルニ因リテ求メアルノ  
テハオカシイ受諾セラレスシテ求メアルナラ宜シイ

(箕作委員) 求メト云フノハ愚イ

(南部委員) 増加競賣アリタルトキテハ柱カンカ

(箕作委員) アリタルテハナイナサントスルトキハテアリマス

(栗塚委員) 提供カ受諾セラレサルトシテハ如何

(村田委員) 又ハ増加競賣ノアリタルカ

(箕作委員) 第三所持者カ競賣スル様ニナルカラ困ル

(清岡委員) 受諾ヲ得スシテ増加競賣ヲ求メタルトキトシテハ如

何

(元尾崎委員) 増加競賣ノアリタルトキテ宜シイ

(村田委員) アル可キ時ハテス

(元尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(大尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(渡委員) 受諾ヲ得スニテトヤツテハ如何

(村田委員) 増加競賣ノアリタルトキハト云ツテモ宜シイ

(箕作委員) 求メタルナラ宜シイ

(栗塚委員) 提供力受諾セラレサルニ因リ増加競賣ノ求メアリタ

ルトキハト云フハ第三者ト云フコトハ係ランカラ爲シタルト云フ

ノハ第三者カ爲スノテアリマス

(清岡委員) 因リト云フノハ何ウシテモ下ハ第三者カ働カナケレ

ハナリマセンセサルニ因テコウナルトナル

(南部委員) コウスルト云フナラ悪イ併シコウアルト云フノタカ

ラ差問ヘナイ

(清岡委員) 其レ程原案カ維持シタケレハ置イテモ宜シイ

(栗塚委員) 因リテ増加競賣カ賠償ヲ持ツト云フノテ

(箕作委員) 佛文ニハ賠償ト云フ字ハアリマセン

(村田委員) 求メト云ツテモ第三者アル様ニ見ヘル

(南部委員) 文字論タカラ先キヘ往キマシヨウ

(清岡委員) 因リテト云フ字ヲ得スシテト遺ロウ

(南部委員) 得スシテモ良クハナイ

(清岡委員) 提供テ受諾セスシテ増加競賣ヲ求メルト云フノテダ

カラ因リテト云ヘンテ提供受諾セスシテ競賣ヲ求メタトキハトヤ

ツテ良シイ

(南部委員) ソウ間違ツテハ往カン第三者カ受諾セント思ツテ御

座ルカラ往カンノテアリマス

(箕作委員) 先キヘ往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス



第一千二百九十條ノ二期讀ス

第一千二百九十條ノ二 前讀渡人又ハ分割者カ第一千二百七十八條ノ二ノ明文ニ從ヒ其先取特權又ハ法律上ノ抵當權ヲ獨テ其解除訴權ヲ行ハント欲スル旨ヲ陳述シタルトキハ競賣前ニ其訴ノ判決ヲ求ムルコトヲ要ス但第三所持者ノ要求ニ因リ裁判所カ此事ニ付キ定メタル期間ヲ過タルコトヲ得ス

(元尾崎委員) 「獨テ」ト云フ字ハ妙テス

(南部委員) 之ハ極ク宜シイ

(箕作委員) 訴ヘノ判決ヲ求メルトハ訴ヲ爲スコトヲ要ステモ詰リ同シテシヨウ

(元尾崎委員) 何ソノコトカ

(箕作委員) 解除訴權テ之ヲ行フトシタラ競賣スル前ニ訴ヘナケレハナラント云フノテアリマス

(栗塚委員) 左様

(清岡委員) 前讀渡人ト云フノハオカシイ

(箕作委員) 七十八條ノ二ニハ讀渡人トアル之ハ前ノ字ハ割ルカ宜シイ清岡ノ説ハ名論タ

(橋村委員) 贊成

(村田委員) 但第三所持者ノ要求ニ因リ云々ト云フト要求マテ係ル様ニナリハセンカ要求ニ因リ且ト云フ字ヲ入レテハ何ウカ

(栗塚委員) 一體原文ハ訴權ヲ執行スル意味テアリマスカラ其訴ヲ爲ステ宜シイ

(箕作委員) 其レテ宜シイ

(村田委員) 期間計リテハナイ

(南部委員) 期間計リテアリマス

(村田委員) 第三所持者要求ニ因リ且ト入レテ宜シイ

(清岡委員) 之ハ解除訴權ヲ行フ競賣タカニシナイスレハ宜シイ  
ノテス

(南部委員) 併シナカラ第三所持者ノ申立シタラ裁判所カ此事ニ  
付テ期間ヲ定メル其期間ハ過タルコトカ出來ント云フノテアリマ  
ス

(元尾崎委員) 解除スルナラ何時何日マテニ申立テロト云フノテ  
アリマス

(箕作委員) 其レカナイト片付カナイカラテアリマス

(元尾崎委員) 無論競賣前ニスル其上裁判所カ期間ヲ定メレハ其  
レテシナケレハナラント云フノテス

(村田委員) 因リ且トシテ良イタロウ

(栗塚委員) 且ハ入リマセン

(南部委員) 求メカナケレハ競落マテヤル求メカアレハ裁判所テ

ヤルト云フノテス

(村田委員) ソウデスカ

(栗塚委員) ソウデス

本條ハ第一項冒頭「前」ノ一字ヲ削リ「其訴ノ判決ヲ求ムルコ  
トヲ要ス」トアルヲ「其訴ヲ爲スコトヲ要ス」ト改ノ其他原案  
ニ決ス

第千二百九十一條朗讀ス

第千二百九十一條 總テノ場合ニ於テ解除ノ請求ナク又ハ其認

許ナキトキハ第三所持者ハ競賣ノ際競賣人ト爲ルコトヲ得  
若シ第三所持者ノ利益ニ於テ競落ヲ宣告シタルトキハ其判決  
ハ原證書確認フ證書トシテ其原證書ノ登記ノ繰邊ニ之ヲ附記  
スルノミ

(箕作委員) 競賣人ハ競落人テハ無イカ

(元尾崎委員) 競賣人テシヨウ、認許トハ何ニカ

(箕作委員) 訴ヘテモ敗ケタノテス

(元尾崎委員) 認許ハオカシイ

(栗塚委員) 請求ヲ認メラル、トキチカ

(元尾崎委員) 請求ヲ許可セラル、トキハテス

(栗塚委員) 請求ノ認許ナキトキテス

(樺村委員) 何ウ云フコトカ

(栗塚委員) 請求ハ前ニ請求シテモ裁判所テ求メナカツタラテス

(箕作委員) 訴タヘテモ願ヒノ通り、シテ呉レナカツタトキテス

(樺村委員) 其時第三所持者ハ何ウシマスカ

(箕作委員) 返シテ仕舞ノテス

(清岡委員) 認許ト云フノハオカシイ

(南部委員) 訴訟法ニハ是認トアルカ、彼レテハナイカ

(栗塚委員) 請求ノ通りナラナカツタト云フノテス

(清岡委員) 請求ヲ頭テ認許センコトモ亦裁判所ニ於テ相立タト

關フコトモ總ルト見ナケレハナラン

(栗塚委員) 左様テス、解除請求ナク又ハ許サレサルトキト云フ

ノテス

(元尾崎委員) 認許ト云フハ分ランカラ請求カ成立サル位ヒテハ

ドウカ

(栗塚委員) 認許テハ分リソウナモノテス、解除請求ナキトキ又

ハ其認許ナキトキタカラ分リソウナモノタ

(清岡委員) 裁判所テ認許スルコトハナイ

(栗塚委員) 又ハ採用ナキトキトヤリマシヨウカ

(北島委員) 認許ノ方カ宜シイ

(樺村委員) 採用ハ上ケント云フ計リデハナイ訴ニ敗ケタ方モ包

含スルノテスカ

(栗塚委員) 左様テス

(清岡委員) 裁判官ハ法律通りニスルモノタカラ認可スル様ト云

ノ權ハアルモノテナイ

(栗塚委員) 訴件ヲ採リ上ケナカツタノテスアリマス

(横村委員) 又ハ其認許ノ方テ宜シイ

(大尾崎委員) 矢張原案テ宜シイ

本條ハ第二項冒頭「若シ」ノ二字ヲ消リ其他原案ニ決ス

第一千二百九十二條朗讀ス

第一千二百九十二條 第三所持者ニ非サル者ノ利益ニ於テ競落ヲ

宣告シタルトキハ其判決ハ所有權移轉ノ證書トシテ特ニ之ヲ

登記シ且前登記ノ繰邊ニ之ヲ附記ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百九十三條朗讀ス

第一千二百九十三條 前條ノ場合ニ於テハ競落ノ不動産ト第三所

持者ニ屬スル他ノ不動産トノ間ニ成立セシ地役權ハ一旦混同

シタルモ備方及ヒ受方ニテ再生シ其混同ハ解除セラル

第三所持者ニ其取得前ヨリ屬セン用益權、賃借權其他ノ所有

權ノ支分ニ付テモ亦同シ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百九十四條朗讀ス

第一千二百九十四條 右競落ノ孰レノ場合ニ於テモ第三所持者カ

競落ノ不動産ニ付キ記入シタル抵當ヲ有セシトキハ其順位ニ

テ配當ニ加入ス

(箕作委員) 右競落ト云フノハオカシイ

(栗塚委員) 意味ノナイ「右」テス

(箕作委員) 右ト云フ子丈削レハ宜シイ

(福村委員) 宜シイ

(南部委員) 宜シイ

(大尾崎委員) 宜シイ

本條ハ冒頭「右」ノ一字ヲ削リ其他原案ニ決ス

于時正午十二時休憩

于時午后一時十分開會

(福村委員) 違リマシヨウ

第千二百九十五條朗讀ス

第千二百九十五條 各債權者ニ其記入ノ順序ニ從ヒ競落代價ヲ

辨濟シ尙ホ剩餘アルトキハ其剩餘ハ競落人タルト否トナ間ハ

ス第三所持者ニ屬ス

若シ競落前ニ第三所持者ノ債權者カ右ノ不動産ニ付キ抵當ノ

記入ヲ爲シタルトキハ其債權者ハ前所有者ニ對シテ記入シタル債權者ニ次キ配當ニ加入ス

(元尾崎委員) 前所有者ニ對シテト云フハ誰レノ事カ

(箕作委員) 第三所持者ニ賣ツタモノテアリマシヨウ

(元尾崎委員) 第三所持者ヨリモ先キヘ取ルノテアリマスカ

(南部委員) ソウテス

(村田委員) 競落人ト否トナ間ハスハ圖ツタ方カ良クハ御座イマ

センカ

(南部委員) 取ラン方カ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第千二百九十六條朗讀ス

第千二百九十六條 第三所持者カ抵當不動産ノ占有中其所爲ニ

因リ之ヲ毀損シ又ハ之ニ必要若クハ有益ノ出費ヲ爲シタルト

キハ第三所持者ト抵當債權者トノ間ニ於テ其計算ヲ爲ス

(元尾崎委員) 於テ其計算ヲ爲スト云フノハ何事カ

(南部委員) 有益ノ分ハ所持者カ取り毀損セラレタモノハ抵當債權者カ取ツテ仕舞フノデアリマス

(榎村委員) 債權者カ必要有益ニ出費シタ時ハ債權者カ出スト云フコトカアリマスカ

(栗塚委員) 第三所持者カ金ヲ出シテ良クシタラ債權者カ拂ハナケレハナリマセン若シ悪クシタラ債權者遣ラナケレハナリマセン

(清岡委員) 抵當物ハ凡テ備ツテ居ルカ良クシタラ債權者カ拂フナドト云フコトカ御座イマシヨウカ

(村田委員) 保存費用タカラデアリマス

(清岡委員) 自分ノモノニシテ居ルカラ毀損スレハ自分ノ損保存スレハ自分ノ利益ノ爲ノタカラ債權者カ關係シナクツテモ良サ、

ウテス

(元尾崎委員) 毀賣シタ時タカラテス之ハ宜シイ

(榎村委員) 毀損シタラ第三所持者ニ償ハナケレハナリマセン

(箕作委員) 之ハ仕方ガアリマスマイ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百九十七條朗讀ス

第一千二百九十七條 第三所持者ハ委棄スルヤ辨濟スルヤノ催告ヲ受ケタル後ニ非サレハ債權者ニ對シテ果實ノ計算ヲ爲スコトヲ要セス

(箕作委員) 委棄スルカ返濟スルカ何方ニスルカト云フノタ

(栗塚委員) 左様

(箕作委員) 又ハ入ラン

(栗塚委員) 續ケテ云フトキハ再調査ノ例テ除キマシタカ委棄ス



ルカ又ハト云フトキハ斯ウ云フ風ニシマシタ

(元尾崎委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百九十八條明讀ス

第一千二百九十八條 如何ナル場合ニ於テモ代價ノ辨濟又ハ其供

託ノ後ハ配人シタル惣抵當ハ之ヲ抹殺シ不動産ハ濶除チ受ク

繼令其元資ノ不足シタルモノモ亦同シ

(渡委員) 上ニ留保トアルノハ如何

(栗塚委員) 之ハ間違イテ御座イマスカラ御消シ下サイ

(清岡委員) 繼令モノモハオカシイ

(箕作委員) 「繼令」ヲ刪ツテ元資ノ不足シタル抵當モ亦同シニ

テハトウカ

(南部委員) 宜シイ

(栗塚委員) 其レテハ繼令ハ刪リマス

(南部委員) 抵當ニ付テモ抹殺スルト云フノテス

(元尾崎委員) 繼令元資ノ不足シタルモノモ亦同シテ良サウナモ

ノタ

(箕作委員) 一體「其」カラ後トハ入ランノテスカ之ハ何ンノ爲

ノテスカ

(元尾崎委員) 代價ト云フノハ競落ノ代價テシヨウカ

(南部委員) 左様テス

(元尾崎委員) 競落ノ代價ト書イテ置イテハ何ウカ

(南部委員) 競落ノ代價ト一概ニハ言ヘン

(村田委員) 元資ト云フノハ金計リテハ無イ

(栗塚委員) 金ヲ御座イマス

(箕作委員) 濶除ト云フノハ何ウカ前ノ濶除トハ違イマス

(村田委員) 抵當ノ抹殺カ出來ント云フノカ眼目テアリマス

(南部委員) 不動産ハ綺麗ニナルト云フノテアリマス

(栗塚委員) 不動産ヲ濫除セラル、ト遣リマシヨウカ

(箕作委員) 濫除ト云フ字カアレハ同シコトテス

(村田委員) 代價辨濟ト供託ノ場合ハ抹殺カ出來ント云フノテス

(元尾崎委員) 不動産ハ濫除セラル、ト遣ルカ

(南部委員) 良カロウ

(箕作委員) 濫除手續テスルノトハ違フ

(元尾崎委員) 濫除セラルカ良カロウ

(箕作委員) 濫除セラル、テ堪忍シテ置カウ

(元尾崎委員) 何レノ代價カ分ランカラ競落代價トシテ宜シイ

(北島委員) 競落代價トシテ宜シイ

(栗塚委員) 宜シイ、濫除ヲ受クハ如何テスカ

(箕作委員) 剛ルカ宜シイ

本條ハ「代價」ノ上「競落」ノ二字ヲ加ヘ「濫除ヲ受ク繼令其元資ノ不足シタルモノモ亦同シ」トアルチ「濫除セラル其元資ノ不足シタル抵當モ亦同シ」ト改ム

第一千二百九十九條朗讀ス

第一千二百九十九條 競落ノ後、第三所持者ハ左ノ如ク讓渡人ニ對シテ擔保ノ求償權ヲ有ス

第三所持者カ競落人ト爲リタルトキハ第一千二百八十一條ニ記載シタル濫除ヲ目的トスル提供カ受諾アリタル場合ノ如ク賠償ヲ受ク

若シ外人ノ利益ニ於テ競落ノ宣告アリタルトキハ第三所持者ハ普通法ニ依リテ追奪擔保ニ付テノ權利ヲ有ス但有償又ハ無償ノ契約ハ左ノ區別ニ從フ



第一 賣買其他ノ有價名義ノ取得ノ場合ニ於テ競落代價力取得ノ原代價又ハ對價物ヲ超過シタルトキハ此差額ハ第三所持者カ權利ヲ有スル損害賠償中ニ増價トシテ之ヲ加フ

第二 贈與又ハ贈遺ノ場合ニ於テハ第三所持者ハ競落力贈與者若クハ遺言者又ハ其相續人ヲシテ抵當債務ヲ免カレシメタル限度ニ非サレハ贈與者若クハ遺言者又ハ其相續人ヨリ賠償ヲ受ケス

手續ノ費用ハ競落人ヨリ之ヲ第三所持者ニ辨償ス

(実作委員) 若シハ副ルカ

(栗塚委員) 成程副リマシヨウ

(北島委員) 之ハ有テモ良イテシヨウ

(実作委員) 若シハ入ランテハナイカ原文ニハ千二百八十一條ニ記載シタル如クトアリマス之ニ千二百八十一條ニ記載シタル

ト云フハ少シ變テス

(栗塚委員) 記載シタル場合ト云フ積リテ其場合ハ濫除ヲ目的トシタル場合ト云フ積リテアリマス

(実作委員) 千二百八十一條ニ記載シタ濫除ト云フ様ニ見ヘル之ハ千二百八十一條ヲ見レハ分ルカラ提供力受諾云々ハ入ランテハナイカ

(横村委員) 千二百八十一條ニ記載シテアル其如クト云フテアリマス

(実作委員) 記載シタル如ク賠償ヲ受ケト違リマシヨウ

(村田委員) ソレテ宜シイ

(渡委員) ソレテ宜シイ

(元尾崎委員) 濫除ヲ目的トアツテモ差支ハナイ

(横村委員) 記載シタル如クニシヨウ

(清岡委員) 但以下ハトウカ

(南部委員) 其區別ニ從フト其區別ハ有債無債ト云フノテアリマ  
ス

(栗塚委員) 有債無債左ノ區別ハ入ランノテス、但左ノ區別ニ從  
フトシテ宜シイ

(村田委員) 其レナラ宜シイ

(清岡委員) 宜シイ

(大尾崎委員) 宜シイ

本條ハ第一項「蘇除チ目的トスル提供カ受諾アリタル場合ノ數  
字チ劃リ」記載シタル如ク賠償チ受ク」ト改メ第二項「但」ノ  
下「有債又ハ無債ノ契約ノ」ノ數字チ劃リ其他原案ニ決ス

第一千三百條朗讀ス

第六節 登記官吏ノ責任

第一千三百條 第一千二百二十九條ニ定メタル受取簿ニ付キ記載シ  
タルモノ、外登記并ニ記入ノ帳簿ノ數、性質、記載ノ方法及  
ヒ登記官吏ノ職務ニ違ヒタル場合ニ於テ言渡サル可キ罰金ハ  
特別規則ヲ以テ之ヲ定ム

(村田委員) 千二百二十九條ニトアルハ千二百二十六條テハナ  
イ

カ

(栗塚委員) 九條ニ直ツタノテアリマス

(清岡委員) 切離シトカ解離シトカ云フノテアリマスカ

(栗塚委員) アレハ受取證ヲ附與シト云フノテアリマス受取書ニ  
付キト云フノテ「簿」ハ「證」ノ字ニナリマス

(南部委員) 官吏ノ「職務」トアルハ官吏ノ職務トシテハ何ウカ

(渡委員) 良カロウ

(実作委員) 良カロウ

本條ハ「受取簿」ヲ「受取證」ト「官吏ノ義務」ヲ「官吏ノ職務」ト改ノ其他原案ニ決ス

第一千三百一條朗讀ス

第一千三百一條 登記官吏ノ民事上ノ責任ニ關スル第三百七十五條ハ抵當記入ノ脱漏ハ脱誤ニ之ヲ適用ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千三百二條朗讀ス

第一千三百二條 登記官吏カ第三所持者ノ證書登記ノ後之ニ交付シタル證書中一箇又ハ數箇ノ記入ヲ脱漏シ此脱漏ニ因リ記入シタル債權者カ消除ノ提供又ハ競落ノ手續ニ加ハラサリシトキト雖モ猶ホ不動産ノ抵當ハ消除ヲ受ク

(栗塚委員) 消除セラルト爲リマス

(元尾崎委員) 脱漏ニ因リ記入シタル債權者トハ離カ

(南部委員) 賄り記入債權者テアリマス

(村田委員) 記入債權者カトシテ宜シイ

(栗塚委員) 左様致シマシヨウ

(渡委員) 脱漏シ記入シタル債權者カ其脱漏ニ因リト違ツテ宜シイ

イ

(栗塚委員) 脱漏ニ記入シタル債權者ト違リマシヨウ

(箕作委員) 左様致シマシヨウ

(元尾崎委員) 記入ノ爲ノカ宜シイ

(南部委員) 爲ノハオカシイ

本條ハ「此脱漏ニ因リ記入シタル債權者カ」トアルヲ「脱漏ニ因リ記入債權者カ云々」ト改ノ終リノ「ヲ受ク」ヲ「セラル、」ト改ノ其他原案ニ決ス

第一千三百三條朗讀ス

第一千三百三條 誰れノ提供ニ對スル増價競賣ノ爲メ第一千二百七十八條ニ定メタル時期ノ滿了セサル間ハ脱漏セラレタル債權者ハ其脱漏チ第三所持者ニ告知シ之ニ提供ノ通知ヲ求メ増價競賣ヲ要求シ又ハ所有權徵收ノ手續力終了セサルトキハ之ニ加ヘルコトヲ得然レトモ之カ爲メ其手續ヲ遲延スルコトヲ得ス

如何ナル場合ニ於テモ右ノ債權者ハ熟議上又ハ裁判上ニテ發開シタル順序配當手續ノ閉鎖セサル間ハ之ニ加ヘルコトヲ得右ハ前記ノ債權者カ脱漏ニ因リ損害ヲ受ケタルコトヲ證明スルニ於テハ登記官吏ニ對スル求債權ヲ妨ケス  
 登記官吏ハ主タル債務者又ハ其保證人ノ免責ノ爲メ右ノ求債ニ因リ辨濟シタルモノニ付テハ之ニ對シテ求債權ヲ有ス  
 (櫻村委員) 脱漏セラレタル債權ト云フノハ何ウ云フモノカ

(栗塚委員) 脱漏ノ迷惑ヲ蒙ツタ債權者タ

(清岡委員) 「右ハ」ハトウカ

(元尾崎委員) 右ハ前記ノオカシイ

(箕作委員) 前ノ増加競賣ヲ要求シ又ハテナイカ

(南部委員) 又ハト書イタ處モアリマス

(栗塚委員) 要求スルコトヲ得ス斯ウ云フトキハト云フノテアリマス

(清岡委員) 「又ハ」ハ「ハ」ハ入ラン

(箕作委員) 其方カ宜シイ

本條ハ要求シ又ハトアル「ハ」ノ一字ヲ圍リ其他原案ニ決ス  
 第一千三百四條朗讀ス

第一千三百四條 登記官吏ハ、登記記入ハ縁邊附記ノ要求ヲ拒ムコトヲ得ス但其要求カ方式ニ適セサルトキ又ハ法律ノ要スル

説明書類ニ録製費用其他登記官吏ノ收受ス可キ費用ヲ添ヘテ  
差出サ、ルトキハ此限ニ在ラス

拒絶ノ場合ニ於テ登記官吏ハ要求ヲ受ケタルコトヲ認ムル書  
面及ヒ之ヲ拒絶シタル理由ノ陳述書ヲ交付ス可シ

右書類ノ交付アリタル上ハ利害關係人ハ其地ノ裁判所ニ訴フ  
ルコトヲ得但其裁判所ハ短キ期間ニ於テ拒絶ノ當否及ヒ登記

官吏ノ責任ニ付キ裁決スルコトヲ要ス  
(栗塚委員) 之モ上ノ留保トアルノハ間違イテアリマスカラ御消

シ下サイ  
(南部委員) 台法ナラサルトキトシテハ何ウカト云フ説カアリマ

ス  
(元尾崎委員) 方式ニ違セサルカ宜シイ

(清岡委員) 台法ナラサルトキトシテ宜シイ

(箕作委員) 宜シイ

(南部委員) 裁判所ニ抗告スルコトヲ要スト違ツテ宜シイ

(栗塚委員) ソレテハ但以下ハ割リマシヨウ其地ノ裁判所ニ抗告  
スルコトヲ得ト致シマス

(箕作委員) ソレテ宜シイ

(清岡委員) 登記官吏カ拒絶シタトキハ理由ノ陳述書ヲ交付ス可  
シトシテ後トハ入ラン

(大尾崎委員) 裁判所ノ勝手ヲ要求ハシタケレトモ拒絶スルノテ  
アリマス

(清岡委員) 願ヒハ見認ノタカ許可ナト見認ノルナトハ入ラン  
(元尾崎委員) 願ヒチ持テ來タノチ認ノルト云フノテアリマス

(南部委員) 裁判官カ許可スルトハ違ヒマス向カラ出シタ書面チ  
儘ニ受取ツタ併シナカラ斯ウ云フ理由テ今記入ガ出來ンカラ御返

シ申スト云フノテアリマス

(清岡委員) 要求ノ無イニ拒絶ノ陳述ヲスルナドト云フコトハ無  
イ實ニ私ハ詰ラント思フ

(栗塚委員) 何時何日ニ持つテ來タコトカ知レント往ケナイ受取  
ツタカ否ト云フノテアリマス受取ツタニハ相違ナイカ斯ウ云フ譯  
ケテト云フノテ差出シタト云フコトカ儘ト云フノテアリマス官吏  
カ要求者カラ出シタコトハ儘カカカ受理スルコトカ性カント云ツ  
テ返スノテアリマス

(清岡委員) ソレカ即チ拒絶ノ理由書テアリマシヨウ

(樺村委員) 要求ヲ受ケタルコトヲ認メ及ヒ之ヲ拒絶シト書イテ  
ハ何ウカ

(南部委員) ソレテ宜シイ

(栗塚委員) 要求ヲ受タルコトヲ認メ及ヒ之ヲ拒絶シタル理由ノ

書面トシテハトウカ

(南部委員) 陳述書ト名ヲ付ケタ以上ハ陳述書ノ要求ヲ受ケタト  
云フコトヲ認メタトハ書ケマセン

(栗塚委員) 認メ及ヒ之ヲ拒絶シタ理由ヲ陳述ノ書面ヲ交付ス可  
シトシテハトウカ

(樺村委員) ソレテモ宜シイ

(笑作委員) 認メタル理由ノ書面ト讀メル

(南部委員) ソレテハ元トノ通りニシマシヨウ

(元尾崎委員) 元トノ譯ニテ宜シイ

(村田委員) 認メタル書面ニ拒絶ノ理由ヲ書イテ遣ルト云フノテ  
アリマシヨウ

(南部委員) ソレナラハ記載シテ宜シイ

(大尾崎委員) 宜シイ

(票據委員) 認ムル書面ニ之ヲ拒絕シタル理由ヲ記載シテ交付ス可シトシテ宜シイ

本條ハ第一項「方式ニ遵セサルトキ」トアルヲ「合法ナラサルトキ」ト改メ第二項「認ムル書面及ヒ之ヲ拒絕シタル理由ノ陳述書ヲ交付ス可シ」トアルヲ「認ムル書面ニ之ヲ拒絕シタル理由ヲ記載シテ交付ス可シ」ト改メ第三項「右書類ノ交付アリタル上ハ利害關係人ハ其地ノ裁判所ニ抗告スルコトヲ得」ト改メ但以下刪除其他原案ニ決ス

于時午後二時三十分閉會

民法財産擔保篇再調査議事筆記第三十四回

民法財産擔保編再調査議事錄記第三十四回

自第一千三百五條至第一千三百一十一條 財産編第五百五十二條全編第  
百五十三條全編第五百五十四條

第五百五十七條末項ノ再議第百八十條ノ再議第二百七十七條ノ再  
議第三百四十七條ノ再議第三百八十八條再議第五百三十一條ノ  
再議第六百六十七條ノ再議第七百八十七條ノ再議第千百十九條

再議

明治二十一年十二月十一日午前第九時三十五分開會

第一千三百五條朗讀ス

第七節 抵當ノ消滅

第一千三百五條 抵當ハ左ノ條件ニ因リ消滅ス

第一 主タル義務全部ノ確定ノ消滅但更改ノ場合ニ付キ第五  
百二十五條ニ記載シタルモノヲ妨ケス



第二 債權者ノ抵當ノ拋棄

第三 時效

第四 廢除但債權者提供ヲ受諾シ且第千二百八十條ニ從ヒ提

供金額ノ辨濟又ハ供託アリタルトキ

第五 競落但第千二百七十二條及ヒ第千二百九十八條ニ從ヒ

競落代價ノ辨濟又ハ供託アリタルトキ

第六 抵當不動産ノ全部ノ滅失但第千二百七條ニ從ヒ債權者

ノ權利カ其滅失ヨリ生ス可キ賠償ニ移轉スルコトヲ妨ケス

第七 公用徵收但抵當債權者ニ其價金ヲ辨濟スルコトヲ妨ケ

ス

(村田委員) 債權ヲ拋棄シテモ無贖消ヘル譯タネ

(栗塚委員) 主タル義務全部ノ確定ノ消滅ノ内ニ還入リマス

(村田委員) 第二ハ無クテモ分ル

(元尾崎委員) 此時效ハドウ云フモノタロウ

(栗塚委員) 先キニアリマス第千三百九條十條十一條ニアリマス

(元尾崎委員) 抵當ノ時效ニ係ルト云フノハ困ル

(栗塚委員) 此所ハ目錄ヲ云フノテ御座イマス

(村田委員) 五百二十五條ト云フノハ但書ヲ云フノテスカ

(栗塚委員) ソウテス

(南部委員) 贈遺ハ遺贈トナル

(栗塚委員) 遺贈ヲ御座イマス

(箕作委員) 贈遺テハイケマセンカ

(栗塚委員) 初ノカラ遺贈トシテ來タソウテス

(松岡委員) 遺贈ト云フト遺シ置クト云フノテ贈遺ト云フト贈リ

遺スト云フコトニナル

(栗塚委員) ソウテス

本條へ原案ニ決ス

第一千三百六條朗讀ス

第一千三百六條 義務ノ消滅カ裁判上ニテ認メラレタル原因ニ由  
リテ取消サレタルトキハ記入ヲ抹殺シタリト雖モ抵當ハ其原  
順位ニ復ス

然レトモ其抵當ハ抹殺ノ後新記入ヲ爲ス前又ハ記入ヲ復シタ  
ル判決ヲ原記入ノ縁邊ニ附記スル前ニ記入ヲ爲シタル債權者  
ヲ害スルコトヲ得ス

(村田委員) 義務ノ消滅ハ法律上及ヒ裁判上ト云フ法律上ト云フ  
字ハアリマセンカ

(栗塚委員) 法律上ト云フ字ハ削リマシタ

(箕作委員) 裁判上テ認メタ法律上ノ原因テス

(元尾崎委員) 原順位ニ復スルト云フノハ元トノ通りニナルト云

フノテ聞ニヤツタ奴ニハ矢張り負ケルカソシナラ原順位ニ復スル  
ト云フコトハ入ランタロウ

(栗塚委員) 其前ニ權利ヲ害スル復ト云フコトハ出來ン

(元尾崎委員) ソレテハ矛盾スル原順位復スルト云フト假令ハ明

治十五年ニ抵當ノ記入ガシテアツテ其レカ消滅シタ抹殺シタソウ  
シタ處ガ二十年ニ來ツテ取消サレテ原順位ニ復スルト云フト十五  
年ニ復スル

(南部委員) 十五年ノ一月ニ抵當ニナツテ二月ニ二番抵當ニナツ  
タ處ガ原順位ニ復スルカラ二月ノハ矢張り二番ニナル併シ消タ後  
ハイケナイ

(元尾崎委員) 順位ト云フモノハ日附ヨリ外ハナイ

(村田委員) 人テヤツテ見レハ分ル

(南部委員) 十六年ニ抵當ニ行ツタモノハ十五年ノ一月ニ抵當ニ

行ツタモノハ消ヘテ居ル場合テス消ヘテ居ラン時分ニ遁入ツタノ  
タカラ一番抵當ノアルト云フコトハ知レナイカラソレヲ審スト云  
フコトハ出来マセン

(元尾崎委員) 原順位ニ復スルト云フト十五年ニ復スレハ其後ニ  
幾ラ新タニ記入スルモノカアツテモ新タニナラナケレハナラン

(清岡委員) 人レタ間ニ人ノ遁入ントキノ語ダ

(元尾崎委員) 人ガ遁入ツテ居ラナケレハ原順位ニ復スルト云フ  
猶豫ガナイ貴君ノ説ハ十五年ノ一月ニ抵當ニ取ツテ其六月ニ二番  
抵當ヲ取ツタ處ガ十六年ノ初ノニ消滅シタ十七年ノ抹殺後ニ記入  
シタ處ガ二番目ノ奴ガ活キテ居ルトキハ之ハ一番ニナル

(南部委員) 第三番目ノ物ハ其時分ハドウ云フ場合カト云フト矢  
張り二番ノ位ヲ持ツテ居ル

(箕作委員) 千二百五十一條ト同シ條ダガ千二百五十一條ハ留保

シテアルノテス

(栗塚委員) 尾崎サンニ其御終ガアル様テ御座イマスカ然レトモ  
カラ先キヲナシニシテ讀ンテ御覽ナサイソレカラ二項ハ其變別ヲ  
説イタノタト御覽ユナレハ少シモ悪ルイコトハ御座イマセンソレ  
ヲ初ノト次キト一所ニスルカラテス

(元尾崎委員) 無理ニ攻撃スルノテハアリマセン假令ハ取消サン  
内ニ甲乙ト二人アル甲ガ抹殺サレタ處ガ乙ガ一番ニナル抹殺ノ後  
ニ記入シタ奴ガ出テ來タ此處ハ甲ガ元トニ戻ツテ活キタトキハ乙  
ニ對シテ一番ニナリ丙ニ對シテ二番ニナル

(栗塚委員) 貴君ノハ乙ハ今迄ハ一人ホカ頭ラニナカツタカ二人  
アル様ニナツタト云フノテ御座イマシヨウ

(村田委員) 甲ガ詰リ損チスルコトニナル

(元尾崎委員) ケレトモ乙ヨリ先立ツト云フ順位ニ復スルト云フ

ノハ分ラン貴君ノハ乙ニ對シテ順位ニ復スルガ丙ニ對シテハ後ニ  
ナラナケレハナラント云フノテシヨウ

(南部委員) 乙ト云フ奴ハ初メカラ二番ニ居ルカラ元トノ通りニ  
金高ヲ定メレハ宜シイ

(元尾崎委員) 假令ハ千圓ノ抵當ガアル其時甲ガ五百圓乙ガ五百  
圓此場合ニ於テ甲ガ戻ツテ來タトキハ五百圓取ル様ニナルダロウ  
ソウスルト丙カ取ルモノガナイ

(南部委員) 五百圓ガ三ツテアルニ千圓ホカナイトキハ乙ハ元ト  
カラ二番抵當デ五百圓取リマス

(栗塚委員) 甲乙トアツテ甲ガ無クナツタ跡ヘ丙ガ遣入り丙ガ二  
番目ト思ツテ居ル處ガ甲ガ活キテ來タトキハ丙甲ニナル乙ト丙  
ト論スレハ乙丙トナル甲乙ト論スレハ甲乙トナル

(村田委員) 甲乙丙ノ三人ヘ三百圓貸シテ二百五十圓ホカナイト

キハ丙ハ百圓乙ハ百圓甲ハ五十圓ホカ取レナイ

(栗塚委員) 原位ニ復スルト云フノハ甲乙丈タノ間ノ話テ丙ガ出  
タラ別タト云フノテ御座イマス

(村田委員) 金ガ多ケレハ宜シイガ金ガ少ナイトキハ具合ガ悪イ  
(南部委員) 詰リ甲カ損ユナル

(元尾崎委員) 抵當物ハ二百圓ホカ無カツタトキハ甲ハ少シモ取  
レンカ

(南部委員) 取レン

(栗塚委員) 二百圓ノ抵當物テ丙ガ出テ來ナケレハ甲ハ百圓取レ  
ルガ丙ガ出テ來タ爲メニ甲ハ何モ取レナクナル

(元尾崎委員) ソウスルト原位ニ復スルト云フコトハナイ

(栗塚委員) ソレカ然レトモテス

(松岡委員) 甲カ二百圓ニ貸シテ乙ガ百圓ニ貸シテ丙ガ百圓ニ貸

シタトシテ抵當ノ金ガ二百圓ノトキハトウナリマスカ

(南部委員) 二百圓ノ物ニ第一ニ二百圓貸シテ其後ニ二番抵當ニ

百圓貸スト云フコトハナイ

(松岡委員) 二百五十圓アツタトキハドウシマスソレテ丙ガ出來

テ甲ガ消ヘタ跡テ來レハ乙ハ五十圓丙ハ百五十圓トナル

(南部委員) ドウモソウ云フ例ハアル筈ハナイ

本條ハ原案ニ決ス

第千三百七條朗讀ス

第千三百七條 抵當ノ拋棄ハ場合ニ從ヒ有償又ハ無償ノ名義ニ

テ債權ヲ處分スルノ能力ヲ有スル債權者ニ非サレハ之ヲ爲ス

コトヲ得ス

債權者其抵當順位ノミノ拋棄ヲ爲ストキモ亦同シ

抵當又ハ順位ノ拋棄ハ默示タルコトヲ得

債權者カ該渡人ト共ニ抵當不動産ノ讓渡ニ參加シタルトキハ

其參加カ法律上或ル特別ノ名義ニテ要セラレサル場合ニ限り

遺及權ノミニ關シテ其抵當ヲ拋棄シタリト看做サル

(栗塚委員) 此留保トアルハ消シマス

(村田委員) 場合ニ從ヒト云フノハ入ラン様テス

(栗塚委員) 無クテモ差支アリマセン

(南部委員) 場合ニ從ヒガナイト有償名義ニテ債權ヲ處分スル能

力カ無償名義テ債權ヲ處分スル能力カ何レカーツアツタナレハ拋

棄ガ出來ルト思ヒヤセンカ

(元尾崎委員) ソンナコトハナラン

(箕作委員) 場合ニ從ヒハアツテモ宜シイ

(元尾崎委員) アルト分リ悪ルイ

(箕作委員) アレハ變ナコトカアルト考ヘサセル種ガアルタロウ

(栗塚委員) 有債名義ノトキハ有債名義テヤラナケレハ無債名義ノトキハ無債名義テヤルト云フノテ御座イマス

(松岡委員) 無債名義ノモノテモ場合ニ因テハ有債テ出來ル場合ガアルト見ルカ知レン

(元尾崎委員) 場合ニ因テハ出來場合ニ因テハ出來ナイト見ヘル(清岡委員) 有債又ハ無債名義ノ各場ニ於テトスレハ宜シイ

(栗塚委員) ソレヨリ有債ノ場合ニハ其名義ニテ又ハ無債名義ノ場合ニハ其名義ニテトスルカ良カロウ

(箕作委員) ソレヨリ原案カ宜シイ  
本條ハ原案ニ決ス

第千三百八條朗讀ス  
第千三百八條 抵當ノ時効ハ不動産カ債務者ノ資産中ニ存スル場合ニ於テハ債權ノ時効ト同時ニ非サレハ成就セス

民再八ノ一三三

右ノ場合ニ於テ債權ニ關シ時効ノ進行ヲ中断スル行爲及ヒ之ヲ停止スル原因ハ抵當ニ關シテ同一ノ効力ヲ生ス

(松岡委員) 千二百三十四條トドウ云フ區別ユナリマスカ

(栗塚委員) 債權ニ關スル時効ト抵當ニ關スル時効ト同シト云フ意味テハアリマセンカ

(松岡委員) 時効ハ中止シテモ彼方ハイケナイノテスカ  
(元尾崎委員) 之ハ矛盾スル

(南部委員) 「抵當ノ時効ハ即チ三百八條ニ規定シタ通り債權者ノ時効カ停止スレハ抵當ニモ及ブ併シナカラ記入ト云フモノハソウハイカン記入カ消ヘレバ

(元尾崎委員) 記入カ消ヘテ抵當ガ損シテ居ルト云フノハ可笑モノ

(松岡委員) ボアソナードハ撞着シタコトヲ審キハセンガ文字ニ

書入レナイ意味ガアルト思フ記入ガナクナレハ效ガナクナルノハ  
無論デアアル

(清岡委員) 記入ノ效力ハ無クテモ宜シイト云フノテハナイカ記  
入ノアルトキノ語ダ

(松岡委員) 時效ノ中断ガアレハ續イテ行ク

(清岡委員) 抵當ハ記入ガ消レハ消ヘテ仕舞ウ

(南部委員) 記入ト抵當トハ違ウ記入ハ久シクナルト分ランカラ  
記入ノ時效ヲ云フ語テ抵當ノ效力ニハ關係ナイト云フノタ

(笑作委員) 二百三十四條ニ一々書イテアツテ記入ノ時效ト抵當  
ノ時效トハ違フ

(元尾崎委員) 記入ガ無クナツタトキ抵當ヲ取ツタトキハドウス  
ルカ

(南部委員) ソレハ仕方ガナイ抵當ハ消ヘンケレトモ記入ハ消ヘ

ル

(松岡委員) 記入ガ消ヘレハ第三者ヘ向イテ對抗ハ出來ナイダロ  
ウ

(笑作委員) 順位ガ悪ルタナル

(南部委員) 千二百九十九條ニアル

(松岡委員) 本條ノ抵當ハ第三者ニハ内所ノ抵當ユナルカ

(南部委員) ソウタロウ抵當ハ第三者ニ對抗スルト云フ定義ハナ  
イ登記スルハ第三者ニ對抗スルコトカ出來ル登記チシナケレハ對

抗ハ出來ナイ

(栗城委員) 記入ノ效力ト抵當ノ效力トノ違ヒガアリマス

(笑作委員) 順位ヲ失フコトノ様テス記入ガ消滅スレハ抵當權丈  
ケ殘ツテ居ルガ元トノ順位ヲ失ツテ居ル後ニ記入スレハ記入シタ

順位ニ依ル

(南部委員) 抵當が消へなけれハ記入が出來ル

(箕作委員) 出來ルケレトモ後ニ記入シタトキカラ順位ヲ定メル

(南部委員) ソウテス

(松岡委員) ドウモ文字上觸レルテハアルマイカト思フ貴君方ガ

論究ノ上見出シタノテハナイカ

(栗塚委員) 論究ノ上テ見出シタノテ御座イマス

(箕作委員) 記入ト云フノハ何ノ爲メカト云フト第三者ニ示シタ

ノタケレトモ記入シテ居ル第三者ニ對シテ己レノ方ガ效ガアルト

云フ無特權債權者ニ對シテハ效ガアルノテ御座イマシヨウ

(栗塚委員) ソレハ出來マス

(松岡委員) ソレハイケンテシヨウ三十年ヲ過キレハ假令債權ヲ

停止シテアロウトモ記入テ第三者ニ向ヒ效力ヲ失フ

(南部委員) 若シ抵當カ消ヘレハ記入モ出來ナイ

(栗塚委員) 記入丈ケガ消滅スレハ記入ガ出來抵當ガ消滅スレバ  
記入ハ出來ナイ

(村田委員) 前ハ記入丈ケノコトヲ云フノタ

(松岡委員) 第三者ニ向ツテハ無イト云フコトハ此條デハ見出ス

コトカ出來ナイ抵當ノ效ガアルト云フコトハ出來ン

(栗塚委員) 債權ガアル以上ハ消ヘナイ

(松岡委員) 併シナカラ債權ガ中斷ト停止テ三十年ヲ經過スレハ

抵當ハ記入スル權利カ残り居ルト見ルノハ無理ダ

(南部委員) 記入ノ權カ残ツテ居ルノテハナイ抵當ガ殘ツテ居ル

ノテス

(松岡委員) 優先權ハ第三者ニ對スルカラ云フノタ抵當カ效ヲ生

スルノハ公示シナケレハ優先權ガナイ

(栗塚委員) 記入ノ效力ヲ失フ但抵當權ハ消滅セスト云フテ置ケ



ハ宜シイノテス

(松岡委員) 其旨意ナレハ此條ハ入ラン筈ダ前ノ條ニ中断シテ更  
新スレハ續クト云フテアルカラ之ハ入ラン

(南部委員) 彼レハ滿了後テス

(松岡委員) 滿了後ニ出来ヨウ筈ハ御座イマセン

(栗塚委員) 三十四條ハ何テ書イタカト云フト記入ハ長引カンテ  
ハイカン證據書類杯ガ湮滅スルカラ三十年ホカ效ガナイトスルハ  
ヨケレトモ記入ハ效ガアルゾヨト云フノハ更新ゾヨ併シ抵當カ債  
權ト共ニ存スルト云フノハ還寫テ御座イマシヨウ何ゼト云フニ返  
ランカモ知レンカラ擔保ヲ取ツテ居ルノタカラ債權ガ消ヘンケレ  
ハ擔保ガ損シテ居ルノハ當リ前テ御座イマシヨウ處ガ證據ガ無ク  
ナルト記入ガ面倒ダカラ三十年テ止メルゾヨ證據ノカハ三十年デ  
アルガ其原ノカハ何時マテモアルゾヨ

民丹八ノ一三六

(松岡委員) 抵當ノ權ガ現在シテ何ス證據ノカガアルダロウ

(南部委員) ソウスルト記入ガナケレハ抵當テハナイト云フ論ダ

(松岡委員) 抵當ハトウスルカト云フト他ノ人ニ先立ツ

(栗塚委員) 三十年經テ其間ニ中断停止ガアツテ債權モ抵當モ殘  
ツテモ記入ノ效力ヲ失ウ譯ニハ行キマセン甲乙ノ間テハ抵當ガア  
ルニモセヨ乙ニ向ツテハ負ケルニ相違ナイ

(松岡委員) 三百八條ハ弊ヲ見ナイトキダ相對間ノ擔保ガ尚ホ存  
スルト云フナレハ優先權ハ尚チ效力ガアルカト云フトソレハナイ  
ト云フト虛ニナル

(南部委員) 抵當物ノ賣却ハ記入ガナクツテモ今テモ賣ツテ貰ウ  
コトガ出来ル

(松岡委員) ソンナラ債權者ト債務者ノ間ニ效アリト書ケハ宜シ  
イ

(栗塚委員) 私ガ貴君ニ三口ノ貸金カアルトキ一口ノ抵當ヲ持ツテ居レハ第二第三ヲモ大變テ御座イマシヨウ他ノ債務ト云ヘハ必ラス第三者ヲ擔キ出スコトハアリマスマイ第三者ガ抵當ノ條件ノナツタトキハ變ナモノテ御座イマス幾ツモノ債務ノ内ニ抵當ガアツタラハト云フコトテス

(松岡委員) 第三者ハ進入ツテ居ランカ

(栗塚委員) 進入ツテ居リマスガ第三者ガ進入ツテ居ルノ必用不

必用ハ抵當ノ處テ論スヘキテハアリマセン

(南部委員) 松岡君ノ説テハ抵當ト云ヘハ必ス記入ガシテアルト見ナケレハナランガソソコトハナイ

(栗塚委員) 證據ノ力ハナクテモ抵當ガ活キテ居ルト云フコトヲ書クカ三百八條ハ記入丈ケダゾヨト云フコトヲ示ス説ナレハ宜シウ御座イマス

民再八ノ一三七

(南部委員) 抵當ハ存シテ居ル併シ第三者ニ對抗スルニハ記入チシナケレハナラント云フノタカラ分ツテ居ル

(松岡委員) 相對間テハソレ丈ケノ效力持ツト云フヨリ外ニ仕方ガナイソレチ云ハスシテ抵當ノ切り分ケノ出來ヨウガナイ

(南部委員) 相對間テハナイ衆人ニ對抗ガ出來ル

(栗塚委員) 併シ記入ガ無クナツタ爲メニ對抗ガ出來ンゾヨ

(清岡委員) 先キへ行キマシヨウ

(栗塚委員) 但第千二百三十四條ノ規定ヲ妨ケストヤツタラ宜シ

ウ御座イマシヨウ

(南部委員) 妨ケルモノテハナイ

(笑作委員) ソソコトハ入ラン條テス

(委員長) 終ノ起ツタノハ抵當ト記入チ一所ニスレハ矛盾スル様ダケレトモ財産ノ登記ニ效力ノアルコトト抵當ト同シ様ニ考ヘレ

ハ良ク分ル

(栗塚委員) 三十年テ抵當モ消ヘルト云ヘハ記入ハ出來マスマイ  
其差ガアリマス

(箕作委員) 先刻ノ他ノ債權ト云フ辨明ハ窮シタ答辯ダ

(栗塚委員) 第三者ヲ扣キ出ス必用ハナイ

(村田委員) 財産中ニ存スルト云フト財産ノ中ニ存スル様ニ見ヘ  
ルガ繼續スル中ハト書イテアル

(箕作委員) 資産中ニ存スルトシヨウ

(栗塚委員) 資産ガ宜シウ御座イマシヨウ

本條「財産」ヲ「資産」ト改ム

第千三百九條朗讀ス

第千三百九條 抵當不動産ノ所有者タル債務者カ其不動産ヲ讓  
渡シテ取得者又ハ其承継人ガ之ヲ占有スルトキハ記入シタル

民再八ノ一三八

抵當ハ抵當上ノ訴訟ヨリ生スル妨礙ナキニ於テハ取得者カ其  
證書ヲ登記シタル日ヨリ起算シ三十个年ノ時効ニ因リテノミ  
消滅ス但債權カ免責時効ニ因リテ其前ニ消滅スヘキ場合ヲ妨  
ケス

(元尾崎委員) 抵當物ヲ賣ツタトキモウ三十年行カンケレハナラ  
ン抵當ノ記入シテカラ五十年目ニナルノタ處デ抵當ノ記入ハ三  
十四條テ十年テ消ヘテ仕舞ウ記入ハ消ルカ抵當ハ五十年活キ居ル  
カ

(栗塚委員) ソウテス

(元尾崎委員) 記入シタル抵當ハ二十年目ニ外ニ賣ツタ其レカ記  
入ラスルトモウ三十年經タント前ノ抵當ガ消滅センソウスルト假  
令ハ四十年目ニ抵當債權者ガ金ヲ返サントキハ抵當ヲ取ツテ公賣  
シテ取ルト云フトキドウスルカ取得者ノ權利ガアルカネ

(栗塚委員) 仕方ガナイカラナケレハナリマセン

(元尾崎委員) 記入ハ消ヘテモヤラナケレハナランカ

(栗塚委員) 知ツテ居ルカラヤラナケレハナリマセン滿天下ノ人  
ガ知ツテ居レハ記入スルユハ及ハン知ラナイカラ記入スルノテ御  
座イマスカラ知ツテ居レハイケマスマイ

本條ハ原案ニ決ス

第千三百十條朗讀ス

第千三百十條 眞ノ所有者ニ非サル者カ不動産ヲ讓渡シタルト  
キハ占有者ハ其善意ナルト惡意ナルトニ從ヒ所有者ニ對シテ  
時効ヲ得ル爲ノユ必要ナル時間ノ經過ニ因リ記入シタル抵當  
債權者ニ對シテ時効ヲ取得ス

無名義ニテ不動産ヲ占有スル者ニ付テモ亦同シ

(栗塚委員) 之ハ一人ハ三十年一人ハ十年ト云フ様ナ區別テス

(笑作委員) 眞ノ所有者ニ對シテ時効ヲ得ルト同時ニ抵當ノ消滅  
ヲ得ルノテスカ

(栗塚委員) ソウテス

(笑作委員) 惡意ハ三十年ヲ善意ハ十年テスカ

(元尾崎委員) 眞ノ所有者ニアラサルモノカ讓渡ト云フコトガア

リマスカ

(栗塚委員) 貴君ガ西洋ヘ行ツテ居テ貴君ノ御命弟サンカ貴君ノ  
相續部分ヲ賣ツタノテ御座イマシヨウ

(元尾崎委員) 假令ハ我輩ノ地面ガ少シ都合ガアルカラ村田君、  
君ノ名前ニシテ與レト云フソレヲ村田君ガ自分ノ物ト思ツテ賣ツ  
タト云フモノカアルカ知ラン

(栗塚委員) ソウ云フ場合モアルタロウ

本條ハ原案ニ決ス

第一千三百一十一條朗讀ス

第一千三百一十一條 第三所持者ノ爲ノノ抵當消滅ノ時効ハ記入ノ更新ニ因リテ中斷セラレス然レトモ其時効ハ占有者ノ任意ノ追認及ヒ第一千二百七十四條ニ規定シタル如ク其占有者ニ爲シタル催告其他總テ抵當權ニ効力ヲ與フル行爲ニ因リテノミ中斷セラル

右ノ時効ハ債權ニ附着スル期限又ハ條件ニ因リテ停止セラレス

(箕作委員) 千三百十二條ヲ削除シ修正ノ上前條ノ末項ト爲スト云フノハ

(栗塚委員) 此條ノ第二項ノ右ノ時効カト云フノガソレテス

(村田委員) 占有者ハ所持者トシタラ良カロウ

(元尾崎委員) 此第三所持者ハ讓受人カ

民再八ノ一四〇

(栗塚委員) ソウテス

(元尾崎委員) 千三百九條ト違ウ

(南部委員) 三十年ノ内ニ記入ノ更新ヲシタ處カ矢張り中斷セラレスシテ無クナツテ仕舞ウ

(元尾崎委員) 記入ハアルケレトモ抵當ハ損シテ屠ルト云フト第三所持者が登記シテモ登記シテカラ三十年経タナケレハ前ノ抵當カ消滅シナイ

(南部委員) 三十年間ニ更新シテモ三十年ヲ過キレハ消ヘテ仕舞ウ

(元尾崎委員) 二十年目ニ登記スレハ二十年経タナケレハ時効ニ係ランカ

(箕作委員) 任意ノ追認ガアレハ格別ダ

(元尾崎委員) 極點ハ六十年迄行ケル様ニナル

(著作委員) 記入ノ更新ハ第三所持者ハ知ランコトタカラ中斷シテハ困ル

(村田委員) 占有者ハ所持者トシテハトウテス

(栗塚委員) 所持者ヲ分リマシヨウ

(村田委員) 催告ノ上ニ委棄スルカ辨濟スルカノ催告トアル

(栗塚委員) 千二百七十四條ガアルカラ分ルト思ヒマシテ削リマシタ

(委員長) 右ノ時効ト云フノハ

(南部委員) 債權ニ期限ガアツタリ又ハ條件付テモソレカ爲ノニ時効ノ停止ハ致シマセン

(委員長) 時効ノ停止ハアリ據ガナイ債權ガ消滅スル以上ハ抵當モ無クナル筈テ御座イマシヨウ

(南部委員) 債權ガ活キテ居テモ抵當ガ消ヘル

民再八ノ一四一

(委員長) 此文章テハ債權ニ期限ガアツテ債權ハ死シテモ抵當ハ活キテ居ル様ニ見ヘル

(松岡委員) 債權ガ活キテ居テモ抵當ガ中斷セラル、ト云フノテ御座イマス

(栗塚委員) 次ノ條ヲ削リマシタソレハ前ニ申シマシタ通り千二百條ノ處テ附録ヲ止ノマシテソレト同時ニ彼處へ送りマシタカラ彼レテ御覽ユナレハ分リマス

本條ハ原案ニ決ス

(栗塚委員) 次ニ前ノ留保ノ分ヲ御覽シテ願ヒマス百五十二條百五十三條百五十四條ヲ讀シマス之ハ一旦議場テ決シタノヲ改メタイト云フ論カ出マシテ前後ニ□□ガ出來レハ百十三條ヲ活カシマス活カセハ號外民法修正按ト云フノニナリマス  
于時正午休憩

午後一時開會

財産第百五十二條第百五十三條第百五十四條ノ再議

第百五十二條 一箇ノ建物ニ數人ノ賃借ノ人アルトキハ其賃借人ハ所有者ニ對シ全部ニテ火災ノ責ニ任ス但各賃借人又ハ其幾人ニ過失ナキノ證據アルトキハ此限ニ在ラス

第百五十三條 前條ノ場合ニ於テ賠償ヲ辨濟セシ者ノ求償ニ付付イテハ裁判所ハ各借用場所ノ廣狹ト賃借人ノ營業及ヒ常習ヨリ生スヘキ危害ノ輕重トチ酌量シテ各賃借人ニ償金ヲ分擔セシム

第百五十四條 所有者ガ燒失セシ建物ノ一部分ニ住居シタルトキハ火災ガ其部分ヨリ起ラサリシコトヲ證スルニ非サレハ賃借人對シ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

此場合ニ於テモ賃借人ノ全部責任ハ其借用セル場所ノ價格ヲ以

テ限リトス

(稟報委員) 百五十三條ヲ議場テ削除ユナリマシタ

(寺島委員) 全部義務ヲ止メテ五十四條ハ元トノ儘ユナツテ賃借人ガ求償ノ責ヲ持ツテ居リマスカラ此間ニ不公平ハナイカト思ツテ起接者ニ質問致シマシタ賃借人ハ各自ノ借リテ居ル部分丈ケノ責任ホカナイコトユナリマシテ別レ別レテ義務ヲ負ウコトユナリマシタ一人賃借人ノミ五十四條ヲ義務ヲ負ツテ居ルノハ不公平テハナイカト云ウ掛念カラ起接者ニ質問致シマシテ起接者ノ意見ガ皆サンノ上ケテアル通りユナリマシタ

ボアソナード氏意見書火災ノ場合ニ於ケル共同賃借人ノ責任人概ネ云フ火災ノ場合ニ於テハ共同賃借人ニ對シ二箇ノ級例アリ第一過失ノ推定第二連合ノ責任(連帶タルト單ニ全部ナルト賃借價額ニ比例スルトチ間ハス)是レナリト

然レトモ其實普通法ノ變則タルモノハ單リ第二ノ法例ノミ  
 第一ノ法例ニ至テハ之ヲ以テ普通法ノ變則トスルハ誤謬ノ見タリ  
 抑々火災ハ未タ必スシモ意外ノ變災又ハ不抗力ニ出ツルモノアラ  
 ス而シテ佛國法及ヒ日本法共ニ意外ノ變災又ハ不抗力ヲ主張スル  
 者ハ其證據ヲ提舉スヘシト云ヘリ故ニ火災アリタル旨ヲ證スルハ  
 意外ノ變災又ハ不抗力ヲ證明スルニアラサルナリ（且火災ノアリ  
 タルコトハ人ノ能ク知ル所ナリ）唯其火災ノ原因意外ニ出テ又ハ  
 抗拒シ難キモノナルコトヲ證明スルコトヲ要ス而シテ若シ之ヲ證  
 明セサルトキハ過失アリト推定セラルヘシ是レ普通法ニシテ余カ  
 考フル所ニ依レハ凡ソ法律又ハ約束ニ因リ他人ノ物件ヲ監護保存  
 スルノ義務アル一切ノ擁有者ニ對シテモ亦同様ニ處斷スヘキモノ  
 トス

此過失ノ推定タル能ク事實ニ適合スルモノナリ何セトナレハ單ニ

（起因ニ於テ）意外ナル原因ニ係ル火災ト懈怠ニ出ツル火災トヲ  
 計算スルトキハ懈怠ニ出ツモノ甚タ多キヤ明カナレハナリ  
 此點タル敢テ非難ヲ容レサルカ故ニ第二點ニ移テ之ヲ論セン  
 二名又ハ三名ノ賃借人同一ノ家屋又ハ同一ノ構内ヲ借用シ火災ノ  
 意外ノ原因又ハ其一人ノ特別ノ過失ヲ證スルコト能ハサルトキハ  
 其責任ノ部分ヲ規定スルヲ要ス  
 此點ニ付テハ數多ノ法則（少クモ四箇）ノ取ルヘキモノアリ  
 第一責任ヲ分頭ニスルコト即チ賃借人ノ二名、三名、三名ナルニ  
 從ヒ其責任ヲ二分一三分一又ハ四分一トスルコト  
 然レトモ此法タル謬妄ナルモノナリ過失ハ二分一、三分一、四分  
 一ヲ行フモノニアラス余ノ見聞スル所ニ依レハ何レノ法律モ斯ク  
 ノ如キ法則ヲ定メタルコトナク又孰レノ論者モ之ヲ主張シタルコ  
 トアラサルナリ



第二、責任ヲ各自ノ貸借價額ニ比例セシムルコト

此法則タル伊太利法典及現行佛國法典ノ認定スル所ニシテ富裕ナル貸借人アルトキ資産ノ富マサル貸借人ノ負擔ヲシテ甚タ重カラシメサラントノ趣旨ニ出テタルモノナリ

然レトモ是レ亦第一ノ法則ト同シク法理ニ適フモノニアラス加之却テ一層奇怪ナルモノナリ若シ貸借人全員ユテ一千圓ヲ拂ヒ其一八九百圓ヲ拂フヘキトキハ第一者ハ過失十分ノ九アリテ第二者ハ十分一アリト謂フヲ得ヘキヤ是レ過失ヲ平等ニ分割スルノ説ニ比シ更ラニ妄誕ナル説ナリトス

第三、責任ヲ連帶ニスルコト此法則タル久シク佛國法典ノ取用シタル所ニシテ其他諸國ノ過半ニ於テ用ヒタルモノナリ而シテ之ヲ廢シタルハ其漫ニ事實ニ反シ貸借人間ニ絶ヘス關係アリト假定スルモノナルカ故ナリ今此法ヲ取ルトキハ一人ニ對スル訴訟ハ自除

民再八ノ一四四

ニ對シ等シク時効ヲ中斷シ延滞利子ヲ負擔セシムル等ノ結果ヲ生スヘキナリ此結果タル原則ヲ誤ルヨリ自然ニ生スルモノニシテ遂ニ之カ爲メニ連帶ヲ廢スルニ至リシナリ其廢止ハ妥當ト云フヘシ第四、然ルニ連帶ナキ全部ノ責任、不完全ナル連帶タル「イン、ソリドム」義務ニハ未タ會テ着意セシ者アラス

日本草案ノ起草者モ第七百四條ニ關シ終ニ之ヲ考出シタルヲ以テ遽ニ第五百五十二條ヲ此意義ニ改ノリ今ヤ益々其眞理ニ合從スルヲ確信ス其結果毫モ非難ヲ容レサルナリ

第一、事物ノ自然ノ理ニ從ヒ過失ハ不可分タリ

第二、加害スルノ共謀ナキヲ以テ過失ヲ賄補スルノ相互ノ代理ナシ(數人放火罪ノ場合ト同シカラス)故ニ一人ニ對スル訴訟ハ自餘ニ對シ其效ナシ

(栗叔委員) 過失ノ二分ノ一三分一ト云フコトガトウシテ云ヘルカ

過失ノ分量ヲ立テルコトハ出来ナイト云フノカ六百五十三條ヲ置キマシタ所以ダソウデ御座イマスソレカラ後ニソレヲ互ニ計算スルトキハ當リ前過失ヲ當テル

(寺島委員) 一體誰レカ過失ヲ作ツタカ分ラン場合テス百五十二條ヲ御修正ユナツタ時分ニハ各自ガ借りタ分丈ケノ處へ火事ヲ作ツタモノト推定シテ償ヲサセルト云フコトテアリマスレハ五十三條ニ至ツテモ分ラン場合テ御座イマスカラ銘々住ンテ居ツタ丈ケノ過失ヲシタモノト見テ一所ニ過失ヲシタモノト推定シテ各自別々ニ火事ヲ作ツタモノト推定シナケレハナラン様ニ我々ハ考ヘマスソウスレハ一人所有者ニ自分ノ過失ガ無イト云フ證據ヲ舉ケナケレハナラン其證據カ舉ラン限リニハ賃借人カラ賠償ニ受ケルコトハ出来ント云フノハ賃借人即チ所有者ニ責ノルノハ苛酷テハナイカト云フノテ御座イマス五十二條ノ通りナレハ銘々借りタ分丈

民再八ノ一四五

ケ過失ヲシタモノト見マスカラ五十四條ニ至ツテモ賃借人ガ證據ヲ舉ケマセンテモ賃借シテ居ル部分丈ケニ對シテ要償ヲスルコトガ出来テ權衡ガ良クナカロウト思ヒマスソレヲ單リ五十三條ヲ御削リユナツテ五十二條ノ全部義務ヲ各自ノ義務ニ御修正ユナツテ五十四條ノミ賃借人ニ重大ナル結果ヲ抱ハセルハ甚ダ不公平ト云フコトテハナイカ五十二條ガ各自ノ義務ユナレハ五十四條モ其權衡ニ修正シテハトウカト云フ説ガ報告委員テ起リマシタ其末起接者ニ尋ヘルコトユナリマシタノテ御座イマスカラ五十四條ト五十二條ト賃借人ト賃借人ノ權衡ヲ御講究ユナリマス様ニ希望致シマス

(笑作委員) 五十二條ニ修正シテモ五十三條ヲ活カサンテモ五十四條丈ケ都合良ク修正スレハ權衡ガ取レルテアロウ

(寺島委員) ソレヲシタイ處カラ起接者ニ質問シマシタ處ガ答ガ

來マシタ

(箕作委員) 起按者ハ原按ノ通りシタイト云フノタカソレテナクモ良カロウ

(寺島委員) 報告委員テハ起按者ニ尋ネマシタ處ガ今ノ通りノ答カ参リマシタ過失ヲ二分一三分一ト別ケルノハ不都合千萬ダト書イテ御座イマスカラ報告委員ハソレニ同意致シマシタトウカ回復カ出來ルナレハ回復ヲ願ヒマス併シ起按者ニ質問スル原因ハ只今申シマシタ處テ御座イマス二條ト四條ガ不公平テアル額ニ應スルト云ヘハ賃借人ガアレバ三人トモ別々ニ過失ヲ作ツタ様ナ推定ニナツテ仕舞ウトウシテモ全部義務ユナラナケレハナラン

(松岡委員) 其論ヲ詰メレハ五十三條ノ起按ガ悪ルイト云ハナケレハナラン求償權ユナツタ時分ニハ場所ノ廣狹ト云フ處ニ氣ガ付ケラル、カ過失カ舉ケラレント云ヘハ求償權モ舉ケラレント云ハ

ナケレハナラン矛盾ノ法ト云ハナケレハナラン既ニ求償權ノ時分ニ廣狹ニ因テ申分ガナイト云ヘハ初メノ賠償ノトキモ過失ノ大小ニ依ラナケレハナラン

(栗塚委員) 處ガ何テ金ヲ拂フカト云フト過失カ原デソレタカラ金ヲ拂ハナケレハナラン

(松岡委員) 御前サンハ過失ハ別タレント云フテ全部御拂ヒニナツテ求償權テ私ノ家カ廣ヒカラ澤山金チ出サナケレハナラント云フノハトウ云フ譯カ

(寺島委員) 其時分モ頭割ニスレハ宜シイト云フノテ御座イマス(松岡委員) 初メ此過失ガ分カラント云フ

(寺島委員) 損害ヲ受ケタ人ニハ分ケルコトハ出來マスマイ(松岡委員) 過失ヲ分ケルト御大層ニ云フカラソウタケレトモ誰

レカシタカ分ラン過失ト云ヘハ持ツテ居ルモノカラ取ルト云ヘハ

當然タ

(寺島委員) 三人テ過失ヲシタト云フコトニナレハ其過失ニ因テ損害ヲ來タシタトキハ三人ガ償ウカ割前テナク全部ヲ償ウ即チ現行刑法モ其通りテス

(松岡委員) 畢竟合意上テナイモノヲ法律テ此位ニ定メナケレハナラント云フ考ヘニホカナラン

(寺島委員) 連帶テモ不可分テモ少シノ違ヒテ性質上過分ノモノトモ申セマセン不可分ト云フコトニ付イテハ異議ハ御座イマスマイ起案者ガ云フテ居リマス

(栗塚委員) 私ト寺島君ト此家ヲ焼イタトキ栗塚ガ三分ノ一ヲ焼イタ寺島君ガ二分ノ一ヲ焼イタト云フコトハ出來マスマイ

(南部委員) 最初之ヲ連帶ト云フコトニナツテ連帶ハ賄イト云フコトヲ削除シタ時分ハコウ云ウ考テアツタカ知ラン連帶ハ家主ニ

民八ノ一四七

對シテ連帶スルノタカラ連帶シテ償却シテ仕舞ウ三人テ借リテ居レハ一人ガ二人分ヲ負擔スルノハ賄イカラ別々ニ自分ノ額丈ケ持タナケレハナラント云フコトテコウナツタノテ御座イマスガ連帶ナルモノハ貸主ヘ對シテ云フコトハカリテ御互ノ間ハ求償權ガアルト云フコトガ云ヘルガソレハ之ヲ削除シタ時分ニハ分ラナカツタト思ヒマス之ヲ元トニ復シテ差支ナイノミナラス連帶シタ借人カ一人テ二人分ヲ拂ウケレトモ後ニ求償權ガアルト云フ類ノ台ハセカ付クカラ全部義務トシテモ差支ナイ

(大尾崎委員) 後ニ場合ハセノ場合ハ今迄決議ニナツテ居ル場合ニナルタロウト思ヒマスカラ決議ノ通りテ宜シイ

(栗塚委員) 決議ノ通りテ置ケハ四條ニ病ガアル

(元尾崎委員) 之ガ宜シイ

(松岡委員) 現行法律カラ云ツテモ失火ハ丸ルテ責任ヲ持タセン

位ナモノデアル

(寺島委員) 丸ルテ持タセンケレハ持タセンテモ宜シイガ持タセルコトニスレハ一人貸主ハカリ迷惑スルノハ宜シクアリマセン若シ證據カナケレハ法律ハ貸主ガ火事ヲ作ツタモノト推求シナケレハナラン

(大尾崎委員) ソレハ不公平ノ様ダケレトモ自分ノ所有物ダカラ借人ヨリ貸主ハ餘程注意シテ居ラナケレハナラン今迄ノ慣習ハ丸ルテ所有主ノ損ニナツテ居ルカラ之レ位ニ所有者ノ責任ヲ重クシテモ差支ナイ

(寺島委員) 百五十七條ハ用益者ト同一ノ負擔ヲスル管理ニ注意シ用益者ト同一ニシナケレハナランソレヲ貸主カ人ニ貸シテアル所マテ別段ン注意ヲシナケレハナランコトハナイ

(松岡委員) 自分ノ方カラ起ラナイト云フコトヲ證サナケレハ外

へ向ケルコトハテキナイ

(寺島委員) ソレ故ニ貸主ガ自分ヲ作ツタモノト推定スル五十二條テハ皆ガシタノタロウト云フ推定ヲ受ケテ其中へ貸主ガ這入レハ家主ハカリ責ヲ負ウト云フノハ、權衡カ悪ルイ

(松岡委員) 此レ位ノコトハ權衡ガ悪ルイト云フコトハナイ

(大尾崎委員) 一遍全部ノ責ニ任シテ誰レテモ一人貸貸人ニ拂ハナケレハナランソレカラ求償シ依ツテ他ノ賃借人ガ拂ウト云フノハ貸家ノ廣狹杯ヲ裁判所テ斟酌シテ求償權カ得ラルト云フノハ甚面倒ダ

(栗塚委員) 五十四條テ若シ所有者ガ居ツタレハト云フノハ悪ルイ

(寺島委員) 五十四條テハ火事ヲ作ツタコトガ分ランケレハ貸シタ人ガ一人テ火事ヲ作ツタモノト推定スルト云フノハ酷テハアリ

マセンカ

(大尾崎委員) 天災ト見レハ宜シイ

(寺島委員) ソレナラ五十二條モ天災ト見ル様ニナリマス

(栗塚委員) 五十三條ヲ活カスモ止ノルニモセヨ修正シタ旨意ヲ  
貫ク様ニシヨウテハアリマセンカ

(清岡委員) 五十四條ヲ五十二條ト權衡ノ付ク様ニシヨウト云フ  
ノテ御座イマスガソレヲ五十三條ヲ活カスト云フカラ悪ルイ

(寺島委員) ソウテス

(清岡委員) 五十四條ヲモ分ラントキハ貸人モ賃借人モ割合ツテ  
スルト云フノテスカ

(栗塚委員) ソウテス

(箕作委員) ソウ云フ接ナラハ賛成スルカ三條ヲ元へ戻スト云フ  
カラ悪ルイ

(栗塚委員) 五十三條ヲ活カスコトカ出來ナケレハ五十二條ノ終  
リへ二項トシテ「所有者ガ焼失セシ建物ノ一部分ニ住居シタルト  
キモ亦同シ」トスレハ宜シイ五十四條ガアルノハ三條ガアルカラ  
ノコトテ御座イマスカラ三條ガ無クナレハ四條モ此儘置クノハ悪  
ルイ

(箕作委員) ソレカ良カロウ

(南部委員) ソレカ宜シイ

(渡委員) ソレテ權衡カ合ウ

(委員長) 五十二條ニ別項ヲ入レマスカ

(栗塚委員) 二條ノ別項ニ「所有者ガ焼失セシ建物ノ一部分ニ住  
居シタルキモ亦同シ」ト致シマス

第百五十二條へ左ノ一項ヲ加ウ

所有者ガ焼失セシ建物ノ一部分ニ住居シタルキモ亦同シ

第百五十三條削除

第百五十四條削除

第百五十七條末項ノ再議

(栗塚委員) 第百五十七條ノ末項ノ法律ニ定メタル原因ハ何ノ爲  
ノカト云フ御尋ネガ御座イマシタ註ニモ御座イマセンカラ起業者  
ニ尋ネマシタ處ガ「無能力又ハ承諾瑕疵ノ爲メ銷除又ハ債權者ヲ  
詐害スル爲メノ解除並ニ明示ノ解除等ヲ云フ」ト云フ答テアリマ  
シタ

本條ハ原案ニ決ス

第百八十條ノ再議

(栗塚委員) 百八十條ノ借賃ヲ延滞セサルモ無資力トナリタルト  
キハ如何之ヲ處分スヘキヤ問ウテヤリマシタ借賃ガ滞ルカ滞ル前  
カ借賃力延滞スレハ銷除ガ出來ルト云フ御答ヲ致シマシタ力起案

民再八ノ一五〇

者ガ千五十七條千五十八條ヲ定メナケレハナランソレハ擔保テ一  
昨日御議定ニナリマシタカラ御記憶ガアリマシヨウ

(松岡委員) 前年本年翌年マテノ分ニ非サレハ先取特權ヲ有セス  
トアル

(栗塚委員) 來年分マテモ取レ、バヨシ取レナケレハ仕方ガナイ  
此處ヲ見テ居ルノハ今日マテ滞リニナツタモノト見做シテ居ルト  
云フノテ御座イマス拂入レノ不足ハ借賃滞高ト修正シテモ宜シウ  
御座イマス

(松岡委員) 多少ニ拘ハラスト云フ修正案ガ出テ居ルニ拘ハラス  
テ違ウタロウト云フ説ガ出タ

(栗塚委員) 滞リガ何處マテモアツタト見ルト云フ答テアリマシ  
タ

(松岡委員) 拂入レト云フト先キノ分マテモ云フ様ニナルカラ

(南部委員) 辨済ノ如何ナル不足ニ付イテモデモ宜シイ

(箕作委員) 借賃滞リガ無クツテ無資力ニナツタトキハ

(栗塚委員) 五十七條五十八條ヲ先取特權ヲ取レマス若シ取レハ

來年マテ貸シテ置カナケレハナラン

(松岡委員) 既往テハ少シモ滞リガナクシテ無資力ニナルカラ翌

年ノ分ガ取レントキハ矢張り之タカラ既往ノ分ハカリト云ツテハ

悪ルイ

(栗塚委員) 借賃滞リ高ノ多少ニ拘ハラズ來年迄ノ分カ運入ルト

シタラ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎委員) 百八十條ヲ滞リ高ト云へハ今迄ノモノト先取特權

ヲ滞リ高ト云フコトハ出來ナイ

(松岡委員) 既往ノ分ナレハ一向滞ツテ居ラン當年分テモ夏無資

力ユナツテ秋米ガ取レルト云へハ滞リハアルトハ云へナイ

(箕作委員) 滞リ高ハ無理ナ買葉ダロウ

(松岡委員) 借賃ノ拂入レテ前ノ方テハ既往ハカリ見テ居ルソレ

チ是ハ先キマテ見テ居ルカラ拂入レノ不足ト云フ様ナ妙ナ字ガ使

ツテアル翌年マテ取レルト前條ノ拂入レト云フ字テハ狭クナル

(村田委員) 清算ノ時分ニハ三年分取レルト云フノタロウ

(南部委員) 元トノ通り辨済ノ如何ナル不足ニ拘ハラストシヨウ

(清岡委員) ソレガ宜シイ

(箕作委員) 其ノ方ガ宜シイ

(元尾崎委員) 辨済テモ既往ノコトニナル

(委員長) 永借ダカラ辨済ト云フタラ良カロウ

(村田委員) 永貸人ハ辨済如何ナル不足ニ拘ハラスト云フコトハ

ナクテモ宜シイ

(南部委員) ソンナコトハ出來ナイ辨済シテモ解除ガ出來ン様ニ



ナル

(元尾崎委員) 借賃滞り高ノ如何ナル不足ニ拘ハラヌガ宜シイ

(南部委員) 前項ノ貸賃ノ拂入レテ辨濟トシナケレハナランテシ

ヨウ

(実作委員) 之ハ既往ノコトタカラ宜シイ

(清岡委員) 下ノ延滞ナリ拂入レハ辨濟ガ良カロウ

本條(拂入レノ不足ノ多少ニ拘ハラヌ)トアルテ「辨濟ノ如何ナル不足ニ拘ハラヌ」ト改ム

第二百七十七條ノ再議

(栗塚委員) ソレカラ二百七十七條ノ二テ御座イマス間ニ少ナク  
トモ一尺ノ距離ト云フノテ分界線トノ間ニハ其地方ノ慣習ニテ定  
マリタル尺度ノ距離ヲ存スルコトヲ要スト致シマス

(実作委員) 尺度ト云フ字ハ入りマスマイ

(南部委員) 第三項ニモ慣習ノ尺度ト入レル積リテス

(栗塚委員) 三項ノ「一尺外ニ」トアル「其尺度外ニ」ト致シマ  
ス

本條第一項「間ニ少ナクトモ一尺ノ距離」トアルテ「間ニス其地  
方ノ慣習ニテ定マリタル尺度ノ距離」ト改ム

第三項「一尺」トアルテ「慣習ノ尺度」ト改ム「一尺外ニ」ト  
アルテ「其尺度外ニ」ト改ム

第三百四十七條ノ再議

(栗塚委員) 次へ三百四十七條ノ但書ヲ再調査テ制リマシタカ之  
ヲ活カス様ニ願ヒマス「但其原因ニ付キ争フコトヲ妨ケス」ト致  
シマス

(元尾崎委員) アツテモ無クテモ同シコトタ

本條へ左ノ但書ヲ加フ

但其原因ニ付キ争フコトヲ妨ケス

第三百八十八條再議

(栗塚委員) 三百八十八條ヲ御座イマス之ハ起案者ガ直シテ参リ  
マシタ三百八十八條ハ修正文ノ通りニナツテ居レハ宜シイノテス

(委員長) 直ツテハ居ラン

(栗塚委員) ソレテハ此通改メテ願ヒマス

(清岡委員) ソレハ前ニ削ツタノタ

(南部委員) 三百八十四條ニ断チ受ケタト云フコトガアリマス

(栗塚委員) 第二第四ハ少シヅツ修正シテアリマス

(松岡委員) 八十四條ニ進入ツテ居ラン

(栗塚委員) 八十四條ノ總テ其チ削ツテ下ヘ断ヘテ受ケタル日ニ

於テ現ニ得タル物ノ取消チ受ケト起接者ガ入レテ來マシタ

(箕作委員) 己レノ利益ニナツタト云フコトタ

(松岡委員) ソレナラ現存スルトスレハ宜シイ

(村田委員) 現ニ利スルモノ、ガ宜シイ

(松岡委員) 利スルト云フト消費シタルモノテモ利シテ居ル

(箕作委員) 現存スルモノ、取戻チ受クルカ宜シイ

(松岡委員) 物品ガ分ツテモ宜シイカ

(箕作委員) 分ツテモ現存ト云ヘソウナモノタ

(松岡委員) 己レヲ利シタモノ、取戻チ受クダ

(元尾崎委員) 現ニ己レヲ利シタモノ、トスレハ宜シイ

(委員長) 現ニ己レヲ利シタルトスルカ八十八條ハ不當ニ己レヲ

利シタモノトスルカ

(栗塚委員) 其不當ニセシチ利シタル物ヲ宜シウ御座イマシヨウ

(箕作委員) 今ノ處ト同ニシマシタラ良カロウ

(松岡委員) 現ニト云フ字ハ良クナイ起接者ハ其日ニ持ツテ居ル

時計カナケレハイケント云フコトテ御座イマスソラ第二第三ハ毀損ヲ減少ト致シマス價額ヲ減少シタト云フノテ消費シタト云フ意味モ籠ルト云フコトテ御座イマス

本條ハ第一項領受シタルモノハ以下左ノ如ク改ム

領受シタルモノハ訴テ受ケタル日ニ於テ其不當ニ己レチ利シタル物ノ外ニ尙ホ左ノ物ヲ返還ス可シ

第二ノ冒頭ニ「又ハ消費シタル」ノ七字ヲ加ウ

第三ノ「毀損」ヲ「減少」ト改メ物ノ、下ル「價額」ノ下三字ヲ加ウ

第三百八十四條「經テ其取戻ヲ受ク」トアルチ「訴テ受ケタル日ニ於テ現ニ己レチ利シタル物ノ取戻ヲ受ク」ト改ム

第五百三十一條ノ再讀

第五百三十一條第二項

民再八ノ一五四

性質ニ因ル不可ノ分ノミノ免除ニ付イテハ債權者ハ債務者各自ニ對シ全部ノ要求ヲ爲スノ權利ヲ失ハス但免除ヲ受ケタル債務者ノ負擔スヘキ價額ヲ扣除スルコトニ要ス

第三項

債務者ハ免除ヲ受ケタル債務者ニ對シ全部ノ要求ヲ爲スコトヲ得但他ノ債務者ノ負擔スヘキ價額ヲ扣除スルコトヲ要ス

(果報委員) 五百三十一條ハ起接者ガ修正致シマシタ

(元尾崎委員) 唯一人ノ人テアルニ全部杯ト大層ラシク書イタノ

ハ悪ルイ

(箕作委員) 三人連帶テ百圓ノ金ヲ借リテ居ル一人免除シタトキハ六十六圓何錢ハ扣除スルコトヲ要ストナルカラ可笑シイ

(栗塚委員) ソコガ連帶ニ固ル不可分テス

本條ハ修正按ニ決ス

(栗塚委員) 次ハ六百六十七條ヲ御座イマス之ハ此處ニ書イテアル通りテ別ニ説明スル程テハアリマセン

(松岡委員) 商法ノ三百四十一條ヲ之レヘ入レ、ハ宜シイ此様ナコトヲ云フテ一方カラ手附ヲヤルモノテナイ賣主モヤレハ買主モヤル又金テハナイ物品ヲヤルト云フコトヲ云フガソソナコトハ不要用タカラ商法ノ金支チ之レヘ入レ、ハ宜シイ

(箕作委員) 賣主カラ手附ヲヤルト云フコトカアリマスカ

(北島委員) 相場會社杯ハ兩方カラ證據金ヲ出スソレヨリ外ニハナイ

(大尾崎委員) 手附ハ必ス買ウソヨト云フ手附ダソレヨリ外ニナイ

(栗塚委員) 詰リ此處ノ議論ハ但以下ノ御論テ御座イマス

(箕作委員) 詰リ商法ノ精神ハ但書ノ意味ガ委シクナツテ居ルノテス

(松岡委員) 商法ハ明示又ハ慣習ノトキハカリ破約金ト見做サレルト云フノタ商法ノハ手附ヲ兩方カラヤルコトモ物品ヲ手附ニヤルコトモナイ

(栗塚委員) ソレガ惡ルイト云フノテハアリマスマイカラ解約ノ性質ヲ明示スルカ又ハ其他ノ慣習アルトキニ限ルトシテハ如何テス

(南部委員) 習慣アルトキノ外之ニ解約ノ性質ヲ明示スルコトヲ要ストスルカ

(元尾崎委員) 商法ヲ削ツタノカ惡ルイ

(松岡委員) 商法ハ民法ニ讓ツタノダ與ヘタルモノ、利金ノ爲ノニモ解約ノ方法ト爲ルト云フト倍戻テ解約トナルト云フコトハ見

ヘン様ダ

(松岡委員) 六十六條ハ豫約テアツテモ賣買テハナイ慣習ノアル

トキハ手附金ハ倍返シト云フコトヲ入レ、ハ宜シイ

(栗塚委員) ソレヲ入レマシヨウ

(元尾崎委員) 慣習ヲ入レ、ハ倍返シハ入ラン

(栗塚委員) 但手附ガ金銀ナルトキハ其地ノ慣習ニテ之ニ解約ノ

性質ヲ附スル場合ノ外合意ニテ此性質ヲ明示スルコトヲ要スト致

シマス

(大尾崎委員) 之レテ宜シイ

(南部委員) 宜シイ

本條但以下左ノ如ク改ム

但買主ノ與ヘタル手附ガ金銀ナルトキハ其地ノ慣習ニ依リ之

ニ解約ノ性質ヲ附スル場合ノ外合意ニテ此性質ヲ明示スルコ

トヲ要ス

第七百八十七條ノ再議

(栗塚委員) 第七百八十七條ノ二項ハ仲裁ノ法律上ノ方式又ハ仲裁契約ヲ以テ授ケラレタル條件トナリマス

本條第二項仲裁人ガノ下「仲裁ノ法律上ノ方式ハ仲裁契約ヲ以テ授ケラレタル條件ト」ト改ム

(栗塚委員) 七百九十條ハ第三者ト云フ字ハ加ヘナイコトニ致シマス次ニ八百八十八條ハ法律上ノ利息ニ從フト致シマス

(村田委員) 「其割合ハ法律上ノ利息ニ從フ」ト云ヘハ宜シイ(製作委員) ソレテ宜シイ

第八百八十一條第二項ノ終リヲ「其割合ハ法律上ノ利息ニ從フ」ト改ム

(南部委員) 次ニ八百八十二條ノ一項ハ「合意上ノ利息ハ法律

ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス但法律ヲ以テ特ニ制禁セサル場合ハ此  
限ニ在ラス一ト改ノマシタ第八百八十二條第一項左ノ如ク改ム  
合意ノ利息ハ法律上ノ利息ヲ超ユルコトヲ得ス但法律ヲ以テ特ニ  
制禁セサル場合ハ此限ニ在ラス

(栗塚委員) 次ニ九百三十四條ヲ御座イマス之ハ報告委員テトウ  
シテモ制除スヘキモノテナイ此儘テナケレハ具合ガ悪ルイト云フ  
コトニ決シマシタ

(松岡委員) 元トハ報告委員カラ制除説ヲ出シタノダ

(栗塚委員) 報告委員中テモ大變議論ガ分チマシタカラ申シマス  
乙ガ甲ノ指圖ヲ受ケテ物ヲ買ヘト云フトキハ其買ヘト云フモノヲ  
自分テハ買ハナイト云フ原則ガアリマスカラ物ヲ頼マレ、ハ己レ  
ノ爲ノニシタト云フコトハ云ヘナイ人カラ家ヲ買ツテ呉レト頼マ  
レタナラハ其家ヲ自分ニ買ウコトハ出来ナイト云フノハ當リ前ノ

コトダ之ガ第二ノ原則處テ人カラ千圓テ物ヲ買ツテ呉レト云フト  
キ千百圓テ買ツタトキハ權限ヲ超ヘテ居ル併シ彼ノ人ハ千圓ヨリ  
出サンソヨ千圓ヲ超ヘレハ己レガ頼ンダコトテハナイト云フマテ  
ノコトカアレハ格別處ガ彼ノ家ヲ千圓テ買ツテ呉レト云フトキ千  
圓テ彼ノ人ガ欲シイ様ダカラ彼ノ人ノ爲ノニ買オウト云フテ甲ノ  
爲ノニ乙ガ買ツタトキニ甲ハ何ト云フカ御前ニ頼ンタノハ千圓タ  
カラ千圓テ買ウコトカ出来ナイガ千百圓持ツテ行ケハ其家ヲ呉レ  
ロト云ヘソウナモノダ又乙モ御前ハ千圓テ欲シイト云フタガ千百  
圓テアツタケレトモ御前カ欲シイト云フカラ千圓テヤレハ文句ハ  
アルマイソレ故ニ買ツタ人カラ頼ンダ人ニ向ツテ頼ンダ丈ケノ代  
價テ家ヲヤルコトガ出来又買ハセタ人ハ買ツタ人ノ拂ツタ丈ケノ  
物ヲ以テ家ヲ取ルコトカ出来ル何カソレテ不都合ガアルカ唯氣ノ  
毒ト云フ一點ニ止マル如何様千百圓テ買ツタ人ニ向ツテ千圓テ呉

レト云フコトハ云ヘンカラ私カ尾崎サンノ使テアツテ貴君ガ千圓  
ヲ買ヘト云フノチ私ガ千五十圓ヲ買ツタトキ私ガ五十圓損シテ千  
圓ヲ御買ヒナサイト云フトキハ嫌忌トハ云ヘン

(元尾崎委員) 此儘テ宜シイ

(清岡委員) 商法テハ云ヘンカ知レンガ民法テハ宜シイ

(栗塚委員) 損チ掛ケルノカ嫌忌タト思ヘハ買ハンハカリテ御座  
イマス

(委員長) 良ケレハ原案テ置キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

(栗塚委員) 千十七條ハ商法ニ抵觸致シマセント云フノテ御座イ  
マス次ニ千二十八條ハ又ハ認知チ制リマス之ハ自白ト認知ト同シ  
テ御座イマスカラ制リマス千四十二條モ認知チ制リマスソレカラ  
千五十二條ニ但書チ入レマシタ分擔ト云フ字ハ分リマセンカラ

但債權者ニ對シテハ訴訟ヲ受ケタル債務者ノミ其實ニ任ス」ト致  
シマス分擔ト云フト債權者ニ向ツテ皆ガ分擔スル様ユナリマスガ  
ソウテハ御座イマセン債權者ニ向ツテハ一人テ擔任シテ後ニ他間  
内テ分擔スルト云フノテ御座イマス

(南部委員) 之ハ註ニアル處チ起案者ガ制ルト云フノテ御座イマ  
ス

(栗塚委員) ソウスルト尾崎サンノ御論ガ宜シウ御座イマシヨウ  
馬車ヲ驅ケサセタトキ驅ケサセタモノハ二人アルニ呼出スノハ當  
リ前テハナイカト云フ御論テアリマシタ

(松岡委員) 矢張り良クナイ二項ニ相互ハ代理ト云フ效力ト云フ  
モノチ持タシ同シ馬車テ怪我チサセタルトキ連帶テ受ケレハ相互  
ノ代理ニナルケレトモ

(南部委員) 代理ノ性質ハナイケレトモ訴訟參加ガ出來ル參加ト

云フコトハ出來ント云フコトガ註ニアツタカテ悪ルイノタカ削レハ宜シイ

千五十六條ノ第二項ハ左ノ但書ヲ加フ但債權者ニ對シテハ訴追ヲ受ケタル債務者ノミ其實ニ任ス

(粟塚委員) 千七十八條ニ「訴追者又ハ」ヲ加ヘル

(南部委員) 千百十九條ノ回答ガアリマシタ

(栗塚委員) 之ニ私反對ノ意見ヲ持ツテ居リマス一體三人カ四人ハカリノ名高イ學者ノ説ヲ見マスルト元成質ト云フモノヲ債務者カ時効テ、義務ヲ免カル、ノハ何カナレハ拂ツタロウト云フ權側テ自分ガ質ニ入レテ居ル間ハ毎日自分ガ迷惑シテ居ルト云フコトヲ認メナケレハナリマセン認メテ居ル以上ハ時効ノ發スル期限ハソレヲ取戻シテハナケレハ發セシ質物ヲ債權者ノ手ニヤツテ置ク債務者ハ時効ノ生シ様カナイト云フ説ガアリマス

民再八ノ一五九

(元尾崎委員) ソレハ當リ前ノ論ダ

(南部委員) 證文ガ貸主ノ手ニアレハ債務ハ消滅スルコトガナイト云ハナケレハナランソレマテ云フト時効ヲ立テルコトカ出來ナイ時効ハ一般ノ債務ヲ打チ切ルカラ質ト云フモノカアレハ何處マテモ債務ガ消ヘルト云フコトハ出來ナイ

(清岡委員) モツト各國ノ法律ヲ調ヘテ吳レ、ハ宜シイ

(松岡委員) 之ハ英吉利西法ヤ獨乙ノ法律杯ヲ多ク調ヘルカ宜シイ英國テハコウイウモノハ時効ガナラント云フテアル

(南部委員) 時効ノ性質ハ條理ニ反シタモノテアル何トナレハ百年經ツテモ債務ハ消滅シナイモノテアル併シ三十年經テハ時効ニナル經濟上カラ考ヘテ打チ切ルコトニナツテ居マス

(大尾崎委員) 調ヘルカ宜シイ

(委員長) 之ハ關ナトキヤルコトニシマシヨウ



千百十九條ハ未定

于時午後四時半閉會

民法證據篇再調査案議事筆記第三十五回

日本學術振興會

民法證據篇再調査案議事筆記第三十五回 自第一千三百十四條 至第一千三百三十一條

明治二十一年十二月十二日午前九時三十分開會

(栗城委員) 時效篇トアルハ證據篇トナリマスノテ之ハ書キ誤リ  
テアリマス證據ヲ見セル事ニナリマスカラ證據篇ト御改メテ願ヒ  
マス

第一千三百十四條朗讀ス

第五編 證據時效編

第一部 證據

總則

第一千三百十四條 有的又ハ無的ノ事實ヨリ利益ヲ得ンカ爲ノ裁判  
上ニテ之ヲ主張スル者ハ此事實ヲ證シ即チ其真正ナルヲ表明ス  
ルコトヲ要ス

相手方ハ亦自己ニ對シテ證セラレタル事實ニ對抗スル反言ヲ疏

日本學術振興會

明シ或ハ此事實ノ效力ヲ滅却セシムル事實トシテ主張スルモノ  
ヲ證スルコトヲ要ス

(村田委員) 有的無的ハ前ニ有無ト地役ノ處ニアリマシタ

(栗塚委員) アレハ再調査テ有的無的ト直テ來タノテアリマス

(松岡委員) 證據篇ノ中ニハ訴訟法へ送ルモノカアロウト思フカ

ラ訴訟法ノ報告委員チ一人出シテ置クト都合カ良イト思ヒマス

(村田委員) 地役ノ處ノ二百九十四條ニ有無トアルカ有的無的ハ  
オカシイ

(南部委員) 地役ノ處モ後チニ有的無的ト違ツタノテアリマス

(松岡委員) 作爲不作爲ト云フモノモアリマシタ

(南部委員) 作爲不作爲トハ違イマス

(笑作委員) 證ス火ルコトヲ要ステハ往カンカ

(栗塚委員) 證スルト云フ字ニ講釋ガアリマスカラ實ハ實ノ真正

ナルヲ要スト違ロウト思ツタノテアリマス

(松岡委員) 前譯ハ事實ヲ證シ即チ真正ナルヲ表明スルコトヲ要  
ストアル、事實ヲ證明スルヲ要ストシテ良イタロウ

(栗塚委員) 事實ノ真正ナルヲ表明スル丈ケハ要スルト云フノテ  
其レヲ約ノテ證明トシテ良イタロウ

(南部委員) 證明ハ往カンダロウ此事實ヲ證スルテモ良カロウ

(栗塚委員) 即チカラ表明マテ制リマスカ

(松岡委員) 有的無的ハトウカ

(南部委員) 有的無的ハ前ニ定ツテ居ルカラ良シイ

(笑作委員) 私ハ事實ヲ證スルコトヲ要ストシテ實ヒタイ

(栗塚委員) ソレテハ此事實ヲ證スルコトヲ要スト致シマシヨウ

(渡委員) 事實ヲ證スルコトヲ要ストシテ宜シイ

(南部委員) 四百三十六條有爲無爲ト云フチ有的無的ト換ヘマシ

タカラ有的無的ヲ宜シイ

(村田委員) ソウスルト占有ノ方モ換ヘナケレハナリマセン

(箕作委員) 其レテハ仕方カ無イ

(清岡委員) 有的無的ハ宜シイ

(村田委員) 地役ノ方ハ有爲ニシテ置クノカ

(南部委員) 仕方カ無イ

(村田委員) 有的無的ハ地役ニハ困ル

(南部委員) 爲ス有ルト讀ノハ宜シイ

(箕作委員) 宜シイ

(南部委員) 二項ハトウテスカ

(箕作委員) 二項ノ説明ハトウテスカ

(松岡委員) 變テス

(箕作委員) 反言ト云フノモオカシイ

(松岡委員) 之ハ元トノ通りテ宜シイ立證ノ實カ此方ヘ廻ツテ來  
タ丈ケノ証シテス

(村田委員) 元トノ通りカ宜シイ

(南部委員) 事項ト云フノハ違フタロウ向フカ證シテアル貸シタ  
ト云フ事實タ證シタ其レハ返シタト云フ反言スル其チ證スルノテ

アリマス

(箕作委員) 反對ノ事項テソウナリマセンカ

(南部委員) ソウスルト誠却セシムル事實ト同シ様ニナル

(松岡委員) 事項ト云フト向カラ言フノチ此方カ成立タント云フ  
ノニモアル

(南部委員) 始ノ私カ貸シタト云フチ反對ニ證スルノテアリマス

(松岡委員) 向フテ貸シタト云フチ借ナイト證スルタカ返シタト  
云フノテス

(南部委員) 下ハ半額シカ借リントカ或ハ返シタトカ云フノ事實  
ヲ證スルノテアリマス

(村田委員) 反對ノ事項ヲ證明スルト云フノカ分リ易イノ反言ヲ  
證スルハ分リ難イ

(榎村委員) 反對ノ事項ノ方カ宜シイ反言ハオカシイ

(村田委員) 説明ハ矢張り證スルテ宜シイ

(栗塚委員) 反言ト言ツタカラ説明ト言ツタノテアリマス

(松岡委員) 立證ノ實ノハ何處ニアルカト云フコトヲ書イタノテ  
アリマスカラ證スカ宜シイ

(元尾崎委員) 反對ノ事項ヲ證スルテ宜シイ

(榎村委員) ソウ致シマシヨウ

(南部委員) 味イカ無クナル

(栗塚委員) 多少意ヲ用ヒテ態々事實ナラ證スルタカ反言タカラ

反言ト反對ノ事項トハ違フ、成程似寄ツタ場合モアリマスカ反對  
ノ事項ト云フ裏ヲ云フコトヲ反對ノ事項ト譯ス主意テハ違フト思  
フ反對ノ事項ノコトモ多イタロウケレトモカ反對ノ事項ヲ證スル  
ト云フノテ反言テ向フノ言フ裏ヲ言フト言フ事柄ヲ裏ノ陳述ヲ爲  
スト云フ意味ニナリマセン後トノハ丁度同シニナル或ハ事項ノ事  
實ノ效力ヲ被却セシムル事實ヲ證スルト違フカト云フト説キ明シ  
カ出來マセン

(清岡委員) 同シコトテス

(栗塚委員) 同フテ言フ裏ヲ證シ又ハ證據ヲ以テ向フノ云フコト  
ヲ打ツト云ノテアリマス

(清岡委員) ソウテシヨウトウモ事項ト云フノハ氣ニ入ラン

(村田委員) 英文ニハ反對ノ事項トアリマス

(箕作委員) 反對ノ事項ヲ栗塚サンノ云フ通りニ見ヘルノテハナ

イカ

(清岡委員) 兎モ角モ之ハソウ、テハ御座ラント言ツテ返シタト云フ返サント云フ處チ反言ヲ以テ證明スルノテアリマス

(南部委員) 前項ト照應シテ有的無的ノ事實ヲ主張スル其ニ反シテ反言スルカラ反言シタ事實ヲ證スト云フコトニ照應シテ居ルノテアリマス

(栗塚委員) 反對ノ陳述ヲ爲ストテモシテハトウカ

(松岡委員) 之カ所關證ヲ舉ケルハ原告ノ實ノト云フ格言チヒツクリ返シテ自分カ證明シナケレハナラント云フノテ陳述テハ弱イ

(清岡委員) 事項ト云フノハ良クナイカラ反對ヲ證明スルト言ツテモ良シイ

(松岡委員) 反對ヲ證ステモ宜シイタロウ

(清岡委員) 向フカ返サント云フノチ返シタト云ヒ消スノテアリ

マスカ

(栗塚委員) 左様テス

(南部委員) 反言シテカ

(箕作委員) 反言ト云フノハ自分ノコトテハ無イカ自分カ言ツタコトチ言消スニ使フ字テハナイカ

(栗塚委員) 其テハ困リマス

(南部委員) 謀款ナトモ皆ナ反スルハ向フテ言フノチヒツクリ返スノテ向フニ對スル字テアリマス

(村田委員) 自分テハ善イト言ツタチ悪イト云フノテス

(箕作委員) 讀スト云フ自分テ言ツタコトチ即チ善イト云ツタコトチ悪イト云ツタ様ナ字ニナルアレテアリマセンカ

(村田委員) 反言ト云フトアレニ見ヘマス

(北島委員) 返ノ字ハ向フカラ言ツテ來タノチ返スノハ善イカ反

ノ字ニテハ之カナイト當ラン

(松岡委員) 全體トウ云フ字カ原文ニアリマスカ

(箕作委員) 向フカラ云フコトチ抵抗シテ言フ字テアリマス

(松岡委員) 事實ニ反對スル抗辯ヲ證ステアリマシヨウ

(箕作委員) 反對ヲ證シテモ宜シイ

(松岡委員) 其位テ宜シイ殆ント之ハ法律ノ格言テアリマスカラ  
ソウ云フ語テ書イテ置ク方カ宜シイ

(箕作委員) 證據篇ノ原則テアリマス

(大尾崎委員) 向フカ事實ヲ擧ケテ來ルノテ其ニ反スルノテアル  
カラ反對ノ事項ヲ證ステ良カリソウナモノテス

(南部委員) 證據法タカラ是非貸シタト云フ主張カアツテ其カラ  
借ラント言ツテ其カラ證明チシテ性クノテアリマス

(松岡委員) 反言ト云フノハ抗辯ノ積リタロウ

(南部委員) 抗辯トハ違フ

(北島委員) 事實ト云フコトハ反言モスルコトハ出來ンノテス因  
テ證明セラレタル事項ニ對シテ自分チ反對シテ事實チ此方カ言フ  
ノテアリマス

(箕作委員) 前ノ一項モ有的無的間違イカナインラ證スルコトモ  
入ラン有的無的ノ事柄ト云フノテアリマス

(南部委員) 事實ト云フノハ事實上ト云フノモ同シテシヨウ

(箕作委員) 事實ト云フハ八益敷説タト字ノ通り證スルコトハ無  
イノテス

(松岡委員) 證セラレタル事實ノ反對ヲ證スト云フヨリ外ハ無イ

(大尾崎委員) 事項ヲ證スルテ良シイ

(箕作委員) 證セラレタル事實ノ反對ヲ證シテ良イテシヨウ

(松岡委員) 良カロウ

- (南部委員) 衆議ナラ良イカ私ハ原ノ通り保存シタイ
- (清岡委員) 反言ノ字ハトウカ之カ良ケレハ原案ノ通りテ良シイ
- (村田委員) 反言ハ悪イ
- (南部委員) 反對ヲ證スト言ヘルカ
- (渡委員) 反ノ字ハ三島ニ質シテ宜カロウ
- (松岡委員) 反言ヲ説明スルト云フノハ不同意テアリマス
- (元尾崎委員) 證セラレタル事實ノ反對ヲ證シハ良カロウ
- (村田委員) 良カロウ
- (松岡委員) 英文ニモ又ト云フ字カアリマスカ
- (笑作委員) アツテモ良イテシヨウ
- (村田委員) 事實ニ對抗スル反對ヲ證ステ良カロウ
- (渡委員) ソウ云フコトハ人ラン反對ト云フ字ハ對抗ト云フ意味カアルテアリマス

- (清岡委員) 矢張り對抗ハアツタ方カ宜シイ
  - (村田委員) 證セラレタルハ於前借リタテハ無イカト云フニ否ナ私ハ借リント云フ證據ヲ出スノテアリマス
  - (笑作委員) 反對ヲ證シテ宜シイ
  - (元尾崎委員) 宜シイ
- 本條ハ第一項「シ即チ其真正ナルヲ表明」ノ數字ヲ削リ第二項事實ニ對抗スル反言ヲ説明シ」トアルヲ「事實ノ反對ヲ證シ」ト改ノ其他原案ニ決ス
- 第千三百十五條朗讀ス
- 第千三百十五條 自己ノ主張ノ全部又ハ一分ヲ法律ニ從ヒテ説明セス又判事カ證據ヲ査定スルノ權ノ自由ナル場合ニ於テ判事ニ此主張ノ心證ヲ起サシノサリシ原告若クハ被告ハ其説明セサリシ點ニ付キ請求又ハ抗辯ニ於テ敗訴ス



- (元尾崎委員) 之ハ説明タロウカ
- (松岡委員) 皆ナ證ノ字テナケレハナリマセン
- (元尾崎委員) 説明ハオカシイ
- (松岡委員) 證セストシテ宜シイ
- (元尾崎委員) 證セステ宜シイ
- (渡委員) 宜シイ
- (南部委員) 説明ハ説明トシテ宜シイ
- (村田委員) 前ノモ説明トシテ宜シイ
- (大尾崎委員) 説明カ宜シイ
- (笑作委員) ソンナラ皆ナ説明トシテ宜シイ
- (南部委員) 皆ナスルナラ證スルテモ同シテアリマス
- (笑作委員) 前ハ證シテ置キマシヨウ
- (委員長) 證セストシテ置コウテハナイカ

- (栗塚委員) 事實カアツタラ證スルトハ言ヘン事實カ無イ以上ハ證スルトハ申セン辨明スルノテス
- (松岡委員) 此處ハ説明ト云フカ
- (笑作委員) 詰リ證據ヲ立ツルコトテシヨウトレモ證スルテハ往カシカ
- (栗塚委員) 説明ト云フ字ヲ證明トナスツテ下サイ
- (村田委員) 其テ宜シイ
- (松岡委員) 説明ト證明ト違フカ
- (笑作委員) 同シテス
- (松岡委員) ソウスレハ説明ト云ツテ證スルト言ツテモ變ラン
- (栗塚委員) 意味カ違フトナンテスカソウテハ無イ
- (松岡委員) 此處テ説明ト云フノハトウナルカ
- (栗塚委員) 即チ辨明テ御座イマス

(元尾崎委員) 斯ウ云フ時ハ證明カ良イテハ無イカ

(箕作委員) 私ハ證スルテ良イト思フ

(南部委員) ソレテハ證スルトナスツテ下サイ

(大尾崎委員) ソレテハ證スルテ宜シイ

(栗塚委員) 疏明ト云フノハ證據立ツタノモ還入ル廣イ言葉テ疏

明ノ中内御ニナルト證據ヲ以テ言ツテ違ルノモアリマス私ハ此々

ノ權ガ御座イマスト言ヘハ即チ證明トシテモ疏明トシテモ宜シイ

訴訟中證據ヲ持テ往クノモ證明テモ良イノテス

(渡委員) 疏明ハ退ケルトシテ一樣ニ證明ト直サウト云フ希望テ

アリマスカ其レハ處ニ因テ證スルト證明トニ分ケタイ論モ有リマ

ス

(南部委員) 皆ナ悉ク證明ニ改メル論ト云フハ今日始メテノ論テ

アリマスカラ一樣ニスル主義ヲ貫クナラ證スルトシテ宜シイ

民再八ノ一六八

(栗塚委員) 證據ヲ以テ出ルノハ證スルト云フノテ私ニ權利カ御

座イマスと云フノハ箇様々ノ權利カ御座イマスと云フノハ疏明

ト云ツテモ證明ト云ツテモ廣イ字テ證ト云ツテハ證據立タト云フ

子テアリマス

(箕作委員) 實名詞ナラ證明チ立テルトハ言ヘンカ前ノモ事實チ

證明テモ良イノテアリマス

(松岡委員) 證據立ツル時分ハ何時モ證明トシテ宜シイテシヨウ

(箕作委員) 證シテ貫クカ證明テ貫クカ何ンカ一樣ニシタイ

(松岡委員) ソウシテ實名詞ノ時ハ證トカ何ントカスレハ宜シイ

(橋村委員) 我輩ハ證スルテ宜シイ

(清岡委員) 訴訟法ニハ言辭チスル丈ケハ疏明ソレカラ證明ト云

フハ證據モノチ持テ往クノチ證明ト云フ分解テ違ツテ來テ居ルカ

此處ホ當リハ唯言分ケチスルカ矢張り證明ト言ハナケレハナラン

ト困ル事口證明ト云フヨリ仕方カ無イ証明ト言ヘハ證明モ道入ツ  
テ居ルト云ヘハ證明ト云ツテモ証明モ道入ツテ居ルト云ヘル証明  
ハ廣イ證明ハ狭イト云フ譯ケハ無イ

(元尾崎委員) 訴訟法ハ証明ト云フハ輕ク見テ居ルソレチ証明ト  
言ヘハ證明モ籠ツテ居ル廣イモノト民法チ言フノハ困リマス

(渡委員) 證明トシテ宜シイ

(大尾崎委員) 宜カロウ

(樺村委員) 證スルテ宜シイ

(箕作委員) 若シ證スルカ負レハ證明テモ宜シイ一定ニスレハ宜  
シイ

(南部委員) 一定ニ證スルテ御通シ下サイ

(北島委員) 證ト一字テハ足ラン様ナコトカアルカラ證明テ宜シ  
イ

民再八ノ一六九

(委員長) 證明ト証明ノ區別ハナイノカ

(栗塚委員) 區別ハ無イノテ戸長役場ヘ持ツテ往ツテ登記チ願ヒ  
マス登記ニ之レ丈ケ私ハ斯ウ云フ權利カ御座イマスト云フ廣イ語  
カ使ヘ無クナルノテアリマス

(委員長) 原文ニ書イタモノハ無茶苦茶タロウカ見分ケチシテ之  
ハ証明之ハ證明トシナケレハナラン原文ニ付テ區別カ出來ルカ

(元尾崎委員) 出來ソウニ思ヒマス

(本多委員) 確カリ請合ヒハ出來マセンカ訴訟法ニ証明ト云ツテ  
居ルノチ栗塚サンカラ説明シチ聞タト云ツテ居ル様ニ思イマス統  
明ト云フノハ信スヘキ様ト云フノタカラ廣ク見レハ證據モ道入ラ  
ンコトハ無イ

(委員長) 証明ハ幅カ廣イ立證方法チ用ヒルハ狭ト云ハナケレハ  
ナリマセン此證據篇チ確ノナイト往ケナイ

(南部委員) 千三百十六條ヲ御覽ナサイ喪失ノ危險トテ疏明シテ云々證據立ツルコトヲ要ストアリマス疏明シテト證據立ツルト二ツニ爲ツテ居リマス

(松岡委員) 證據保存ノ處テ訴訟法ニハ何ントアリマスカ

(栗塚委員) 私ハ一人信シマスカ獨乙テハ何ント云フカ知りマセシカ佛蘭西テハ辨明ト云フ字テ良ク合ヒマス

(松岡委員) 其様ニ云フナラ疏明ト證明テ皆ナ兼ホナケレハナリマセン

(栗塚委員) 證據ヲ持ツテ往クトキ立證方法ノトキハ證スルトシカ申セマセン

(委員長) 訴訟法ノ疏明ナリ證明ト云フ字ヲ書キ分ケカ付クタロウカ

(松岡委員) 證據保全ノ様ナ場合テ無イトキハ即チ次ノ條ノ如キ

證據カ後チニ無クナル恐レカアルトカ箇様ナ譯ケテアリマスカラ登記シテ下サイト云フ其レハ疏明テ宜シイ

(栗塚委員) 私ハ權利カ御座イマスト云フ説明シチスルノハ疏明テス併シ證據ヲ持ツテ往クトキハ即チ證スルテアリマス

(本多委員) 此處ニ疏明トアルハ訴訟法テハ其理由チ述ヘルト云フノテアリマス

(樺村委員) 疏明ニモ證明ニモ當リマセンカ

(本多委員) 當リマセン

(南部委員) 十六條ノ疏明ハトウカ譯ケカ分ラン

(本多委員) トウモ區別カアル様テアリマス

(樺村委員) トウシテモ證據立テハ證明トシテ其レカラ原文疏明ト云フハ訴訟法ニ置クト一々面倒テモソウナスツテハトウカ

(委員長) 今一遍遣リ換ヘナケレハナラン

(笑作委員) 前ニ言ツテ居リハセンカ

(南部委員) 皆ナ證スルテアリマス

(笑作委員) 説明ト云フノモアリマスロウ

(南部委員) アリマシタ説明トアルハ説明テ置クノテス證スルト

云フ字ハ定マツテ居リマス

(笑作委員) 説明ト云フ字カ無ケレハナランノテスカ

(栗塚委員) トウテモ定ノ次第テス説明ト云フ字ヲ書イテ見方ハ

證スル意味此處ニ説明ハ證據モ何ニモ持ツテ出ナイ字ト云フコト

ニ御覺ナスツタ方カ良イト思ヒマス

(松岡委員) 事柄テ見分ケテサセルノテスカ

(栗塚委員) 左様テス

(大尾崎委員) ソレハ六ヶ敷

(栗塚委員) 之ハ何ント云フ字カ箇所々々テ字ヲ定ノテ往ク心配

ヨリハ説明カ懸ルケレハ説明トシテ宜シイニツノ字ヲ置イテ見方  
テ定メル方ハ誤リカ小ナカロウ

(松岡委員) 見ル人毎ニ間違イマスカラ其レハ往カン

(笑作委員) ボアソナードガー々意ヲ用ヒテ同シ様ナ字カアリマ

スガ論究シテ見レハソウテ無イ

(栗塚委員) ソレタカラ見ル人ノ意味テ論シテ往ツテハトウカ

(笑作委員) 説明ト證明ハ場合テ定メルヨリ外ニ道ハ無イ

(栗塚委員) 説明ト云ツテ證明スルト無クツテモ矢張り證スル意

味ヨリ外ニアリマセン

(委員長) 事實ニ因テ實際調ヘテモ宜シカロウ往キマシヨウカト

ウテシヨウ説明ハ事實ニ付テ區別カ付ケハ宜シイ

(笑作委員) 民法ヲ研究シテ遺ルコトハ出來ンコトハ無イ

(南部委員) 少シ不完全テモ説明ト云フ字ハ訴訟法ノ字ト換ヘテ

證スト云フ字ヲ餘リ差支ナイ様ニシテハ往カンカ

(松岡委員) 十四條テ證ノ字ヲ言ツテ此處テ説明ト違ルト困ルノ  
テス

(本多委員) 訴訟法ト區別ヲ顯ヒマス

(委員長) 證據篇テ良ク定メテ置クト外ハ之ヲ元トニシテアルノ  
テアリマスカラ後トハ直ストモ直サントモ栗塚ノ言フ様ニ一ツニ  
シテ置キ人ノ頭ノ中テ區別チスルカ

(松岡委員) ソレハ轉知ラスノ筈ヘ入レル様ナ話シテアリマス

(栗塚委員) 訴訟法テハ説明トシテモ此方テハ何ントカ拵ヘマシ  
ヨウ

(横村委員) 訴訟法ノ説明トモ當ラント云ヘハ別ノ字ヲ考ヘナケ  
レハナラン

(笑作委員) 證スルトカ説明トカ云フ字ニ當ルノテアリマス

民再八ノ一七二

(栗塚委員) 權利アリト主張スル説明トスレハ宜シイ

(横村委員) 訴訟法ノ説明ニモ當ランノテシヨウ

(本多委員) 當ランノテアリマス訴訟法ニモ證スルト云フカアリ  
マスルカ其レニモ當ランノテアリマス

(笑作委員) 當ラント云フコトハ無イ

(本多委員) 證明スルト云フノハ後トノ手段テアリマス

(笑作委員) 後トノ手段前キノ手段ト云フコトハ無イ

(本多委員) 後トノコトモ有リマシヨウト云フノテ説明ト云フノ  
ハ訴訟法テハ證據立テナクテモ良イノテアリマス

(笑作委員) 此處ハ證據立テナケレハ敗訴スルト云フノテアリマ  
ス

(栗塚委員) 建議ヲ致シマスカ殘ラス證明トシテ證スルト云フノ  
ハ立證トシテハトウカ

(横村委員) 證據立ツテ金ハ拂ツタト證據ヲ立テル其時此方カラ  
否ナ未タ拂ハンノタト云フコトヲ言聞クニ矢張り證據カナケレハ  
ナランカ

(栗塚委員) 證據ガアルトキハ證スルト云フ有無ニ拘ハラズ申開  
キチスルトキハ説明テアリマス横村サンノ云フニ付テ申スカ一人  
カ金ヲ貸シテアルト云フ私ハ返シマシタト云ツテ何時何日ニ斯ウ  
云フ時ニ返シマシタト口テ言フ計リテハ説明シ丈ケテアリマスサ  
テ相違ナイニ付テ某ヲ呼ンテ説明サセマス斯ウ云フ證據人カアル  
ト云フノハ證據ニナルカ返濟致シマシタト云フノハ其證明丈ケハ  
説明テ證明テモ宜シイ其カラ後トテ證據ヲ擧ケテ私ノ言ツタ處ヲ  
疑クルナラ證人ヲ吟味ヲ願ヒタイト云フノハ即チ證スルト云フカ  
宜シイ併シナカラ證スルヤ否ヤ廣ク有爲無爲ヲ説明ス丈ケノ實業  
ヲ付ケテ下サイ

(委員長) 證據立ツル時計リ證明トシテ後トハ皆ナ説明トシテハ  
トウカ

(元尾崎委員) 宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 外國テ何種類アツテモ日本テハ證明ト説明トノ二ツ  
シカナイ證明ハ證據立ツル字其他ハ皆ナ説明ト見レハ宜シイ

(松岡委員) 一人角力ヲ取レハ説明取組ム時ハ證明ト見レハ宜シ  
イ

(元尾崎委員) 宜シイ

(栗塚委員) 相手カアツテ言聞キカ付テ向フカ承知ヲシタ時ニハ  
何ント云フ語ヲ使フカ

(箕作委員) 説明タロウ

(松岡委員) 向フカ承知スル以上ハ何ニモ入ランテシヨウ

(南部委員) ソレヲ訴訟法テハ説明ト云ツテ居リマス

(松岡委員) 此方ハ證據ヲ持タス向ウカ承知スレハ濟ンタ話テソレハ證據論ニハ關係ヲ持チマセン

(栗塚委員) 併シナカラ口ノ上テ説明辨明シタ爲ノニ相手カ證人ヲ呼ンテ見ルニハ及ハン證據論ヲ出スニ及ハントナツタトキニ使ウ字テアリマス

(松岡委員) ソウ云フ時ハアリ様ハナイ

(栗塚委員) 自分ノ權利ヲ説明シテ人ニモ依ラス明カニ出來ルノハ何ト云フ字ヲ用ヒルカ説明テ良カロウ

(笑作委員) 説明テ宜シイ

(委員長) 寧ロソウ云フモノハ説明トシテ宜シイ、本多サン訴訟法ノ方ニモ説明ト云フノハ今迄證スルトナツタカ其レモ矢張り二ツテ使ツテ居ツテ證スルナラ明ノ字サへ使へハ良イ民法ト合ハン

様ナ字ハ使ハン様ニ研究シテ下サイ

(本多委員) ソウスルト説明ト御定メニナルト證據立テルニモ違入ルテシヨウ

(松岡委員) ソウテナイ訴訟法ノ説明ノ様ナ意味テアリマス

(本多委員) ソレナラ良イテシヨウカ民法ノ意味カ變リハセンカ

(委員長) 民法ハ説明ノ方ハ何モ適モ含ムノテ證據ヲ持ツテ出ナケレハナランコトハカリ證明スルトナルノテアリマス

(本多委員) 民法ノ説明ハ證據ヲ以テ出ルノモ導入ツテ居ルノテハナイカ

(松岡委員) ソレハ入レンコトニ致シマス

(本多委員) ソレナラ宜シイ

(委員長) 民法ノ方ハ能ク調ヘテシナケレハナリマセン

(笑作委員) 商法ニモ説明ト云フノカアリマス



(栗塚委員) 訴訟法ノ疏明ト云フ字ハ違ウカラ困ツタモノテス  
(委員長) 訴訟法ノ註解ノ處テハ民法ノ疏明ト同シニシテハトウ  
カ

(栗塚委員) 訴訟法ニハ外ノ字カアルニ其レト同シ譯ニスルノハ  
無理テシヨウ

(箕作委員) 獨乙テハ「グラ―ハプトマーベン」ト云フ字テス

(委員長) 本多サンニ調ヘテ買ツテ疏明ト證明ト云フ字丈ケノコ  
トハ栗塚ト相談シテ若シ其上都合良ク行ケハ良シイカントキハ其  
コト丈ケチ書イテ出スカ宜シイ

(箕作委員) 十四條ノ一項ハ事實ヲ證明トスルカ

(南部委員) 之ハ證ステモ宜シイ

(委員長) 證ステモ宜シイ

(元尾崎委員) 其レテハ證スルニシテ置キマシヨウ

(箕作委員) 證セサリシ點ニ付キ請求又ハ抗辯ト云フカ

本條ハ「疏明」ヲ「證」ト改ノ其他原案ニ決シ尙ホ疏明ト證明  
トハ訴訟法報告委員ト調ヘルコトトス

第千三百十六條朗讀ス

第千三百十六條 當事者ノ一方ハ或ル事實ノ證據カ將來已レノ  
爲ノニ利益アルトキハ其利益ト證據喪失ノ危險トヲ疏明シテ  
未タ訴訟手續ノ始マラサル前其事實ノ證ヲ立ツルコトヲ裁判  
上主トシテ請求スルコトヲ得

(松岡委員) 之ハ證據保全ノ場合カ別段ニ立ツテアル位タカラ事  
柄ハ彼レテ分ツテ居ル

(本多委員) ソウテス

(栗塚委員) 此處ハ報告委員テ置キマシタ旨意ハ事カ起ツテカラ  
テハナイ起ラン前ニ行クト云フノテス

(松岡委員) 訴訟法ニハ其レカ爲ノ長イ條カアリマス

(本多委員) 重複シテ居リマス

(笑作委員) 未タ訴訟手續ノ始マラサル前返シマスカ

(樺村委員) 豫テト云フノテシヨウ

(笑作委員) 訴訟スルコトハ定マツテ居ラン氣味ハアリマセンカ

(樺村委員) ソウ見ヘマス一體訴訟事ハナクツテモテシヨウ

(松岡委員) 訴訟法ニハ二ツニナツテ居リマス既ニ訴訟力繼續ト

ナツテ居ルトキト上訴裁判所ヘ未タ繼續トナツテ居ラント現裁判

所云々トアリマス

(本多委員) 訴訟ノ起ルハカリテハナイ前後テアリマス

(南部委員) 雖モト云フト宜シイ

(元尾崎委員) 未タト云フノハ可笑シイ

(南部委員) 訴訟ノ始マラサル前ト雖トモト云ツテハトウカ

(北島委員) 事ノ始マラサル前テス

(松岡委員) 訴訟前ト雖モカ

(笑作委員) 「タバレス」豫ノト註ニアリマス

(松岡委員) 此儘テモ前ニト言フハ狭イカラ前ト雖モト云ヘハ宜

シイ

(村田委員) 實ハ訴訟法ノ方ヘ入レテ置イテモ宜シイ

(栗塚委員) 此處ハ訴訟法カ始マツタ時テナクツテ往ケル趣意テ

アリマス

(元尾崎委員) 前ト雖トモトシテ宜シイ

(栗塚委員) 未タ、テ止メテ訴訟ノ始マラサル前ト雖モテス

(元尾崎委員) 訴訟ノ起ラサル前ト雖モテス

(清岡委員) 訴訟前ト雖モテ宜シイ

(大尾崎委員) ソレテ宜シイ

(栗塚委員) 訴訟法ノ起ラサル前ト雖トモトシテハ如何

(松岡委員) 起ラサルト云フト他人カ起ス様ニナルカ訴訟前テ宜

シイ

(箕作委員) 訴訟法前テ宜シイ

(栗塚委員) 訴訟ノ起ラサル前ト雖トモト云ツテトウカ

(元尾崎委員) 宜シイ

(委員長) 宜シイ様テス

(松岡委員) 上ハ證據トシテ下ハ證據トアルカトウカ元トハ皆ナ證

テアリマシタ

(箕作委員) 證據ト云フト證據ヲ立ツルト云フノテシヨウ

(南部委員) 宜カロウ

(松岡委員) 宜カロウ

本條ハ「未タ」ノ二字ヲ削リ「訴訟ノ起ラサル前ト雖トモ其事實

ノ證ヲ立ツルコトヲ云々」ト改ノ其他原案ニ決ス

第千三百十七條朗讀ス

第千三百十七條 下ニ定ノタル規則ハ物權、人權及ヒ人ノ身分

ニ關スル證據ニ共通ノモノトス但特別ノ規定ヲ妨ケス

右ノ規則ハ證據ノ事項ニ關シテ前三編ニ記載シタル特別ナル

條例ノ妨ケト爲ラス

右ノ規則ハ人ノ身分ノ問題ニモ之ヲ適用但特ニ第一編ニ定ノ

タルモノハ此限ニ在ラス

(南部委員) 二、三項ハ刪リマス

(委員長) 之ハ無論宜シイ

(村田委員) 人ノ身分ハトウカ商人非商人トカ云フノテスカ

(栗塚委員) 婚姻シテ居ルトカ居ラントカ云フノテアリマス

(元尾崎委員) 宜シイ

(箕作委員) 下ニ定メタル規則テ良イカ

(栗塚委員) 下ニ定メタル證據ハテアリマス

(南部委員) 相續テアリマスカラ相續ノ條ヲ適用ユナルハ無論ト云フ積リテアリマス

(栗塚委員) 直接ノ證據間接ノ證據ト云フノテアリマス

本條ハ二、三項刪除其他原案ニ決ス

第一千三百十八條朗讀ス

第一千三百十八條 證據ハ左ノ諸件ヨリ成ル

第一 裁判所自己ノ考覈

第二 直接證據

第三 間接證據

(栗塚委員) 第一裁判所トアルハ判事自己ノト願ヒマス

(箕作委員) 考覈ハトウカ

(松岡委員) 考覈ハオカシイ

(大尾崎委員) 考ヘテ覈カニシタラ證據ニナルト云フハトウカ

(松岡委員) 心證テヤルト云フノテシヨウ

(元尾崎委員) 考覈ハ宜シイ

(栗塚委員) 判事ノ職別ト云フノテアリマス

(樺村委員) 裁判所ト云フハ相違ヒカ

(栗塚委員) 左様テス自己ト云フ字モ削ツテ宜シイ

(箕作委員) 判事ノ考覈テ宜シイ

(元尾崎委員) 宜シイ

本條ハ第一「裁判所自己ノ考覈」トアルヲ「判事ノ考覈」ト改メ其他原案ニ決ス

第一千三百十九條朗讀ス

第一章 判事自己ノ考覈

第一千三百十九條 判事ハ左ノ諸件ニ依リ主張セラレタル事實ノ  
確實ヲ得タルトキハ自己ノ考駁ニ依リテ爭ヲ決スルコトヲ得  
第一 當事者又ハ其代人ノ申述ノ聽取係爭物並ニ證書外ノ書  
類ノ調査及ヒ法律ノ解釋

第二 臨檢

第三 鑑定

- (栗塚委員) 之モ判事ノ考駁テアリマス
- (村田委員) 法律ノ解釋ト云フ字ヲ人レタノテスカ
- (栗塚委員) 左様テス
- (箕作委員) 證書外ノ證書ト云フノハトウカ
- (栗塚委員) 千三百二十條カラ先キニアリマス
- (委員長) 證書ト云フコトカ抜ケテハオカシイタロウ
- (南部委員) 證書ト云フモノハ此處ヘ導入ラン判事ノ考駁カラ生

スル證據テアリマス證書ハ直接ノ證據ニナリマス

(栗塚委員) 證書ヲナスモノト云フノテアリマス

(松岡委員) 法律ノ解釋ハオカシイ

(栗塚委員) 併シ千三百二十二條ヲ見ルト法律ノ解釋ト云フノカ

アリマス

(松岡委員) アツテモ證據ノ處ヘ入レルノハオカシイ

(栗塚委員) 法律ノ解釋ト云フハ元トハナイガ一節ニアツタカラ

入レタノテアリマス

(元尾崎委員) 證書外ノ書類ト云フト證書ハ調査シナイ様テス

(箕作委員) 證書外ノ書類ト云フノハ分リマセン直接ノ證據ニハ

ナラン證據外ノ書類ト云フ意味テシヨウ

(南部委員) 左様テス

(箕作委員) 願書繪圖面手紙ナト云フモノテアリマシヨウ

(南部委員) 左様テス

(松岡委員) 事實ノ確實ト云フノハオカシクハナイカ

(箕作委員) 法律ノ解釋ノコトハ先キニアリマセンカ

(栗塚委員) 一節ニモアリマスカ千三百二十二條ニモアリマス

(南部委員) 一節ノモ法律解釋云々ハ副リマスカ

(渡委員) 條ノ中ニハアツテモ宜シイカ表題ハ副ツテモ宜シイ

(委員長) 只證書外ノコトヲ言ハンテモ分ルテシヨウ此處ニ證書

外トシテハ悪イタロウ

(松岡委員) 係争書類ノ方カ良クハ御座イマセンカ

(南部委員) 係争書類ニ關シタコトハナイ係争テナクツテモ良イ

ノテアリマス

(箕作委員) 先ツ法律ノ解釋ハ置キマシヨウ

(松岡委員) 置キマスカ

本條ハ表題ノ「自己」ノ二字ヲ刪リ其外原案ニ決ス

于時正午十二時休憩

于時午后一時五分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第一千三百二十條朗讀ス

第一節 當事者申述ノ聽取係争物並ニ證書外ノ書類ノ調査及  
ヒ法律ノ解釋

第一千三百二十條 當事者ノ自白アル場合ノ外當事者又ハ其代人  
ノ申述及ヒ説明ヨリ請求ノ證明セラレサル事又ハ請求ノ尙ホ  
早キコトノ願ハル、ニ於テハ裁判所ハ其請求ヲ棄却シ又ハ其  
裁判ヲ爲スコトヲ中止ス右裁判所ノ心證カ係争物及ヒ訴訟書  
類ノ調査ヨリ生スルトキモ亦同シ

(委員長) 之ハ留保ユナツテ居ルカ

(南部委員) 裁判中止ト云フコトヲ問合セマシタノテアリマス

(栗塚委員) 本條ハ中止云々ノコトヲ聞キニヤツテアリマスカラ  
返事カ來テカラ願ヒマス

(南部委員) 又殘スノモ著蠅イカラ請求又ハ抗辯ノ證明セラレサ  
ル時トシテ宜シイ

(清岡委員) 裁判所トハ言ヘンタロウ矢張り判事テシヨウ

(栗塚委員) 申述及ヒ説明ヨリ請求若クハ抗辯ノ證明セラレサル  
コト又ハ尙ホ早キコトノ願ハル、ニ於テハ判事ハテス

(元尾崎委員) 抗辯カ早過キルノカ

(南部委員) 事柄カ早過キルノテス

(栗塚委員) 尙ホ早キコトノ願ハル、ニ於テハ判事ハ其請求若ク  
ハ抗辯ヲ棄却シト直シマス其レカラ二項ハ「裁判」ハ「判事ノ心  
證カ係争物及ヒ證書外ノ書類云々ト

(大尾崎委員) 棄却スルト云フノハ請求ヲ棄却スルノテ負ケルト  
キハ判決テシヨウ棄却ト云フコトハアリマスマイ

(栗塚委員) 請求ヲ棄却スルノテス

(南部委員) 請求ヲ棄却スルト負ケニナルノテス積リ裁判スルト  
云フコトデアリマス

(村田委員) 證書外ト云フハ前ノ字ト原文カ違ツテ居リマシヨウ

(栗塚委員) 同シデアリマス

(元尾崎委員) 中止スハコウシテ置キマスカ

(栗塚委員) 左様テス

(清岡委員) 一體トウ云フ場合テ云フノカ

(栗塚委員) 原被告自白カアレハ能ク分ルカラシテ自白ニ依ルケレ  
トモ自白ノナイトキニコウスルト云フノデアリマス

(清岡委員) 訴訟手續見タ様テス

(南部委員) ソウテナイ申述説明ト云フ字ヲ御覽ナサルト即チ千三百十九條ノ第一ノ處チ云フノテ代人ノ言ツタコトヲ聞キ辯論ノ申述ノトキカラ自然裁判官ノ考ニ徴シテ觀ルト成程請求カ早イト應セラレナイト云フコトカ裁判官ノ屬裏ニ感シテ來ルノテ其レカ一番ニ證據ニナツテ來ルト云フノテアリマス

(清岡委員) 尙ホ早シト云フコトハ何ユカ

(南部委員) 請求カ早イノテアリマス

(栗塚委員) 抗辯カ早イノテス

(大尾崎委員) 中止ト云フハ矢張り請求ヲ棄却スル歸ケテアリマセンカ

(栗塚委員) 其處ハトシテ意味カ質問中テアリマス

本條ハ「説明ヨリ若クハ抗辯ノ應セラレサルコト又ハ尙ホ早キコトノ顯ハル、ニ於テハ判事ハ其請求ヲ却下シ云々」トシ第二

項「右判事ノ心證カ係争物及ヒ證據外ノ書類云々」ト改メ「裁判」以下質問中ニ付キ留保

第一千三百二十一條朗讀ス

第一千三百二十一條 争カ受ケタル損害若クハ失ヒタル利益ニ付キ又ハ争ハレサル原因ノ爲メニ供給ス可キ其他ノ價額ニ付キ爲ス可キ評價ノミニ存スル場合ニ於テ裁判所カ當事者又ハ其代人ノ陳述ヲ聽キテ右ノ評價ニ必要ナル元素ヲ得タルトキハ自ラ其評價ヲ爲スコトヲ得

(村田委員) 元素ト云フ字ハ前ニ使ツタコトハアリマセン

(栗塚委員) 争ヒカ評價ノミニト言フノテアリマス

(渡委員) 元素ハ少シオカシイ

(南部委員) 争ヒカ存スルトキト見ナケレハナリマセン

(栗塚委員) 裁判所ガトアルハ判事ガテアリマス



(南部委員) 右ノ評價トアルハ此評價デアリマス

(松岡委員) 訴訟法ニモ此通りノコトカアリマシタ

(南部委員) 評價ノミニ争ヒノ存ストキハテ宜シイ

(元尾崎委員) 其レテ宜シイ

(栗塚委員) 之ハ間違イテアリマス「受ケタル損害若クハ失ヒタ

ル利益其外原因ニ争ヒカナクシテ供給ス可キ價額ニ付キ爲ス可キ  
評價ノミニ争ヒノ存スル場合ニ於テ判事カ云々」トナリマス

(元尾崎委員) 其他原案ナクシテトシテ宜シイ

(実作委員) 宜シイ

本條ハ左ノ如ク改ム

「受ケタル損害若クハ失ヒタル利益其他原因ニ争ヒナクシテ供  
給ス可キ價額ニ付キ爲ス可キ評價ノミニ争ヒノ存スル場合ニ於  
テ判事カ當事者又ハ其代人ノ陳述ヲ聽キ此評價ニ必要ナル元素

ヲ得タルトキハ自ラ其評價ヲ爲スコトヲ得

### 第一千三百二十二條朗讀ス

第一千三百二十二條 若シ争ハレサル事實ニ關シ法律ノ點ノミニ  
争ノ存スルトキハ裁判所ハ當事者又ハ其代辯人ノ陳述ヲ聽キ  
タル後其精神ト其明文トニ因リ解釋シ且公正ト條理トノ普通  
原則ニ因リテ完補スヘキトキハ之ヲ以テ完補シタル法律ノ條  
例トニ基キ自己ノ心證ヲ取ル

(松岡委員) 之ハ起案者カ直シタノカ

(栗塚委員) 再調査デアリマス

(元尾崎委員) 始メノ如ク補完ス可キトキハ之ヲ以テ補完シト云

フ方カ宜シイ

(南部委員) 餘リ長クナルカラテアリマス

(松岡委員) 法律ノ規定ニ基キテ圖ツテ宜シイソウスルト完補ス

可キトキハト云ハンテモ上ハ法律ノ精神ト明文ニ因テ解釋シ其法律ニ明文ノ足りナイトキハ條理ト事柄ヲデス

(清岡委員) 完補ス可キハ宜シイ

(箕作委員) 解釋シタル法律ノ規定ト云フノテシヨウ

(南部委員) ソウテス

(元尾崎委員) 之ヲ以テト云フコトハ副レマセン

(清岡委員) 之ヲカナイト往カン

(村田委員) 法律ガ不完全ナルトキハ裁判官ハコウト云フノテアリマス

(箕作委員) 法律ノ規定ヲ其精神ト且トシテハトウカ

(南部委員) 宜カロウ

(栗城委員) 「法律ノ規定ヲ其精神ト明文トニ因リ解釋シ又ハ條理云々」トシテ宜シイ

民再八ノ一八四

(清岡委員) 補完シテ其レカ法律ニ外レテハ往カンカラ法律ノ規定ニ基イテタロウ

(南部委員) ソウテハナイ解釋チスル方テシヨウ

(松岡委員) 法律ノ明文アルモノハ法律ニ因リナレハ條理ト習慣トニ因ルト云フ意味テシヨウ

(栗城委員) 左様テス

(箕作委員) 此處ニ限ツテ代辯人トアルカ代辯人テモ辯護人テモ宜シイガナセ辯ノ字カ付タカ外ノ代人ト云フノハトウカ

(松岡委員) 訴訟代人テナケレハナリマセン

(箕作委員) 千三百二十條テモ當事者又ハ代人云々トアリマス外ハ代人トアリナカラ此處ニ限ツテ代辯人トカ云フノハトウ云フ譯ケカ

(栗城委員) 同シコトデアリマス

(箕作委員) 代人トシテハトウカ

(栗塚委員) 代人トシマシヨウ

(南部委員) ソレテハ代人トシテ宜シイ

(元尾崎委員) 代言人ハ運入ランカ

(栗塚委員) 無論運入ルノテアリマス

(松岡委員) 訴訟法トノ關係ニ因テ代人テ宜シイ

本條ハ左ノ如ク改メ

「事實争ヒナク法律ノ點ノミニ争ヒノ存スルトキハ判事ハ當事者又ハ其代人ノ陳述ヲ聽キ法律ノ規定ヲ其精神ト明文トニ因リ解釋ス且條理ト公道トノ普通原則ニ因リ之ヲ完補シ自己ノ心證ヲ取ル

第一千三百二十三條朗讀ス

第二節 場所ノ臨檢

第一千三百二十三條 所有地ノ境界、地役、占有、財産ノ損害不

動産ニ於ケル工事ノ執行ニ關スル争其他右ニ類似ノ争ニ付テ

ハ勿論裁判所ニ移送スルコトヲ得サル動産ノ景狀ヲ證明スル

ニ關スルトキト雖モ若シ判事カ陳述セラレタル事實ヲ直接ニ

且自ラ知ルコトヲ以テ訴訟事件ヲ明カナラシムルニ必要又ハ

有益ナリト思考スルトキハ或ハ職權ヲ以テ或ハ當事者一方ノ

請求ニ因リテ此カ爲メ係争物又ハ争ノ決定元素ノ存在スル場

所ニ臨檢スルコトヲ得

若シ裁判所カ數名ノ判事ヨリ構成セラルルトキハ裁判所ハ其

中一人ヲ右臨檢ノ爲メ委員判事ニ選任シ其臨檢ノ報告ヲ爲サ

シム

(箕作委員) 請求ト云フノハ訴訟法ハ何時モ申立テス

(松岡委員) 私モソウ思フ

(南部委員) 處力登ノ處ニ要求者ト云ツテ居リマス

(栗塚委員) 係争物又ハ争ヒノ存スルトキテアリマス

(委員長) 争ヒヲ決定スルトヤルカ

(箕作委員) 争ヒノ決定スル元素ト云テモ良シイ

(委員長) 争ヒヲ決定スル元素ノ存在スルトヤルカ

(栗塚委員) 左様ソレカラ争ヒニ付テハ勿論動産ノ形状ヲ顯證ス  
ルトヤツテハ如何

(箕作委員) 良カロウ

(本多委員) 鑑檢ト云フハ當リマセン訴訟法ニハ出張シナイテ宜  
イヨウニナツテ居リマス

(箕作委員) 顯證ヲ止メテ證スルテ良イタロウ、又ハ有益ト云フ  
字ヲナセ則タカ

(南部委員) 訴訟法ニハ必要トアルノテ有益ト云フ字ハナイ

(箕作委員) 必要ト云フハ是非ナケレハナラント云フ有益ト云フ  
ハ是非テハナイ、何方カト云ヘハ職權ヲモ出來ルト云フノタカラ  
アル方カ良クハナイカ

(松岡委員) 此儘テ宜シイ

(榎村委員) 有益モ良イテハナイカ

(元尾崎委員) 必要テ、良イテハナイカ

(栗塚委員) 質問ノ返答カ參リマシタカ此所ハ原則ヲ民法ニ掲ケ  
タ積リタカラ手續ハ訴訟法ニモ原則ヲ書カナケレハナラン之ヲ以  
テ原則トモ見ヘナイノテ矢張手續テアリマスカラ訴訟法中ニアツ  
テ然ル可キト言テ更ニ申上ル積リテアリマス

(委員長) 本條ノ末項ハ刪タテハナイカ

(栗塚委員) ソレハ宜シウ御座イマス

本條ハ左ノ如ク改ム

第二節 臨檢

第一千三百二十三條ノ境界、地役、占有、財産ノ損害及ヒ不動産  
工事ノ執行ニ關スル争ヒ其他之ニ類似ノ争ヒニ付テ勿論裁判  
所ニ移送スルコトヲ得サル動産ノ形狀ヲ證スルニ關スルトキ  
ト雖モ判事カ主張セラレタル事實ヲ直接ニ知ルコトヲ以テ訴  
訟事件ヲ明カナラシムルニ必要ナリト思考スルトキハ或ハ職  
權ヲ以テ或ハ當事者一方ノ申立ニ因リテ係争物又ハ争ヒヲ決  
定スル元素ノ存在スル場所ニ臨檢スルコトヲ得ト改メ末項ハ  
刪除

第一千三百二十四條朗讀ス

第一千三百二十四條 當事者ハ判事ノ臨檢ニ當リ其判事ノ定メタ  
ル日時ニ於テ其定メタル場所ニ自身ニテ出頭シ又ハ其代理人  
ヲ出頭セシムルノ催告ヲ豫メ受ク可シ然レトモ其出頭セサル

民再八ノ一八七

事ハ臨檢ノ有效ヲ妨ケス

(栗塚委員) 之ハ訴訟法ニ同シコトカアリマスノテ削リ度イ

(本多委員) 訴訟法ニアリマス

(松岡委員) 之ハ訴訟法ノ二百七十九條二百八十三條ニアリマス

カラ削ツテ宜シイ

(清岡委員) 削ツテ宜シイ

(箕作委員) ソレテハ削リマシヨウ

(元尾崎委員) 之ハ削ラン方カ宜シイ

(南都委員) 成ル丈ケ訴訟法ニ議ツテ宜シイ

(委員長) 宜シイ

本條ハ削除ニ決ス

第一千三百二十五條朗讀ス

第一千三百二十五條 判事ハ場所ノ臨檢ノ爲メ争ノ性質ニ從ヒテ

適當ノ鑑定人ヲ己レニ添ユルコトヲ得

臨檢ヲ命シタル判決ヲ以テ鑑定人ヲ選任シタルトキハ次節ニ定メタル鑑定ノ規則ヲ遵守ス可シ

若シ鑑定人ガ物ノ調査ニ於テ判事ヲ輔佐スル爲メ臨檢ノ當時ニ於テ召喚セラレタルトキハ其鑑定人ハ宣誓ヲ爲サス又裁判所ニ報告ヲ爲サ、ルモノトス然レトモ其出頭ト其意見ハ判事ノ報告中ニ之ヲ記載ス

(製作委員) 之モ削ルカ

(栗塚委員) 之ハ此内初ノノ項丈ケハ無論訴訟法中ニ在テ宜シイ

(本多委員) 訴訟法ノ三百五十五條ニ似寄ツタコトガアリマス

(南部委員) 之ハ訴訟法ニ入レルトシテ調ヘテ下サイ

(松岡委員) 宜シイ

(栗塚委員) 訴訟法ニ入レルニ付テ削ルト言フ丈ケテアリマス

(委員長) 宜カロウ

本條ハ削除ニ決ス

第千三百二十六條朗讀ス

第三節 鑑定

第千三百二十六條 法律ニ於テ裁判所カ鑑定ニ依ル可キ旨ヲ定メタル場合ノ外争ノ判決ニ付キ特別ノ知識ヲ要スル時ハ裁判所ハ何時ニテモ或ハ職權ヲ以テ或ハ當事者一方ノ請求ニ因リテ自己ノ經驗ヲ助ケシムル爲メ鑑定人ノ報告ヲ爲ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得

鑑定ヲ命スル判決ニハ其鑑定ヲ爲ス可キ事實ヲ定ム

(栗塚委員) 本條ハ法律ニ於テ鑑定ニ因ル可キ旨ヲ定メタル場合ノ外判事ハ争ヒノ判決ニ付キ特別ノ知識ヲ要スルトキハ何時ニテモ云々ト直リマス且末項ハ削ル積リテアリマス「経續」ハ「考窮

ト直リマス

(松岡委員) 宜シイ

(箕作委員) 之ハ訴訟法ニ在リマセンカ

(本多委員) アリマセン

(栗塚委員) 第一千三百三十一條第一項ヲ本條ノ末項ニ入レタイソ  
ウスルト後トハ削レルノテアリマス

(委員長) 宜カロウ

本條ハ左ノ如ク決ス

法律ニ於テ鑑定ニ因ル可キ旨ヲ定メタル場合ノ外判事ハ争ヒノ  
判決ニ付キ特別ノ知識ヲ要スルトキハ何時ニテモ或ハ職權ヲ以  
テ或ハ當事者一方ノ申立ニ因リテ自己ノ考窮ヲ助ケシムル爲メ  
鑑定人ノ報告ヲ爲ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得  
判事ハ鑑定人總員一致ノ説ト雖モ之ニ從フノ義務ナシ

第一千三百三十七條明讀ス

第一千三百三十七條 其判決ニ於テハ争ノ輕重又ハ難易ニ從ヒテ

一人又ハ三人ノ鑑定人ヲ選任ス

然レトモ當事者ハ裁判所ヨリ自己ノ權利ノ告知ヲ受ケタル後  
協議ノ上自ラ一人又ハ三人ノ鑑定人ヲ選任スルコトヲ得  
若シ當事者カ各一人ノ鑑定人ヲ選任スルコトノミテ協議シタ  
ルトキハ裁判所ヨリ第三ノ鑑定人ヲ選任ス

(栗塚委員) 之モ削ル論テアリマス

(松岡委員) 訴訟法ノ第三百二十二條ニアリマス

(箕作委員) 一人又ハ三人ト云フハ訴訟法ニアリマセンカ

(本多委員) アリマセン

(栗塚委員) 佛蘭西流儀テハ二人ハヤランノテアリマス

(松岡委員) 宜ク考窮ヲ助ケル方タカラ場合ニ任シテ宜シイ例ヘ

全員一致シテ屈從シナケレハナランコトハナイノテアリマス

(北島委員) 任シテ置イテ宜カロウ

(松岡委員) 宜シイ

本條ハ削除ニ決ス

第千三百二十八條朗讀ス

第千三百二十八條 何人ニテモ日本臣民ニシテ且國土權チ行使スルノ權利チ有スル者ニ非サレハ鑑定人ニ選任セラル、コトヲ得ス

然レトモ若シ争ノ判決カ外國ノ書類又ハ產物ノ調査チ要スルトキ其地ニ於テ必要ノ能力チ有スル日本臣民チ發見スルコトヲ能ハサルニ於テハ裁判所ハ此事ニ付キ當事者ノ申立ヲ聞キタル後判決中ニ右不能ノ旨及ヒ當事者ノ申立ヲ聽キタル旨チ隨記シテ一人又ハ數人ノ外國鑑定人ヲ選任スルコトヲ得

民再八ノ一九〇

(箕作委員) 之ハ訴訟法ニトウカ

(南部委員) 訴訟法ニ御座イマセン

(栗城委員) 訴訟法ニ御座キテ願ヒタイ

(委員長) 日本人民權ニ於テ公權剝奪サレン奴テナケレハ出來ント云フノタ

(松岡委員) 鑑定チ命セラレタトキハ義務アリトシテ日本國民ハ云々ト訴訟法ノ三百二十三條ニアリマスガ外國人云々ト云フコトハ御座イマセン

(委員長) 訴訟法ノ三百二十三條ニ終リカアレハ宜シイ

(松岡委員) 左様テス

本條削除ニ決ス

第千三百二十九條朗讀ス

第千三百二十九條 鑑定人ハ民事訴訟法ニ定メタル方式ニ從ヒ



「謹慎且誠實ニ其委任ヲ履行ス可シ」トノ宣誓ヲ爲ス  
宣誓ハ鑑定ヲ命シタル裁判所又ハ鑑定ヲ爲ス可キ裁判所ニ於  
テ之ヲ爲スモノトス

(栗塚委員) 之モ亦訴訟法ノ三百二十五條ニアリマスカラ削除致  
シマス

本條削除ニ決ス

第一千三百三十條朗讀ス

第一千三百三十條 鑑定ハ當事者ヲ立會ハシメ又ハ台式ニ之ヲ召  
喚シタル上ニテ之ヲ爲ス

鑑定人忌避ノ理由及ヒ鑑定人ノ報告書ヲ錄製シテ之ヲ裁判所  
ニ差出スノ方式ハ民事訴訟法ニ之ヲ規定ス

(本多委員) 之モ訴訟法ノ三百二十四條ニアリマス

(委員長) 訴訟法ニ入レルコトトシテ制ルカ

(元尾崎委員) 宜シイ

本條削除ニ決ス

第一千三百三十一條朗讀ス

第一千三百三十一條 裁判所ハ鑑定人總員一致ノ説ト雖モ之ニ從  
フノ義務ナシ

又裁判所ハ再度ノ鑑定ヲ命スルコトヲ得但其再度ノ鑑定ニ付  
キ更ラニ鑑定人ヲ選任スルノ必要アリト思量スルトキハ之ヲ  
命スヘシ

總テノ場合ニ於テ裁判所ハ訴訟本案ノ判決文中ニ鑑定人ノ報  
告ヲ取調ヘタル旨ヲ附記スルコトヲ要ス

(栗塚委員) 本條一項ハ前ニ入レマシタカ二項ハ訴訟法ニナケレ  
ハ置イテ賈ヒ度イ

(松岡委員) 訴訟法ニアリマス



